

第5章 災害応急対策計画

第5章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、基本法の趣旨を達成達成するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防災するための計画であり、基本法に定める災害応急対策の実施責任者がその実施を図る。

第1節 災害情報収集・伝達計画

第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下、本節で「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

町、道及び防災関係機関は、それぞれが有する情報通信施設及び伝達手段を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。

1 町の被害状況の収集及び伝達

町長は、被害状況を収集して、状況を関係機関に伝達するものとする。

(1) 災害情報等の報告及び伝達責任者

災害情報等の報告及び伝達責任者は、総務課長とする。

(2) 地域情報連絡員

町長は、災害情報を収集及び伝達するため、各地域に「情報連絡員」を定める。情報連絡員は、町内会の会長や自主防災組織の隊員などをもってあてる。

(3) 収集する主な情報は次のとおりとする。

ア 災害の発生日時、場所、区域、発生の原因、進行状況

イ 降雨、降雪、河川の水位、吹き溜まりや視程の状況

ウ 住民の生命、財産、避難状況

エ 電気、水道、通信等の被害状況

オ 人畜、建物、農地、山林、河川、道路の被害状況

カ 食料、その他緊急に補給すべき物資及び数量

(4) 道への連絡

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を根室振興局に報告する。

2 被害状況の調査

(1) 被害状況の把握及び応急対策の実施状況の調査は、関係各班があたる。その分掌は「本編 第3章 第4節 羅臼町災害対策本部 第3表 班の所掌事務」のとおりである。

(2) 町長は、地域の被害状況を調査するため、その補助者として各地域の地域情報連絡員をあてる。

(3) 各班が調査した被害状況等は、総務班で集計する。

3 災害等の内容及び通報の時期

(1) 災害対策本部設置

ア 本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、防災関係機関へ通報する。

イ 防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該本部に連絡要員を派遣する。

(2) 道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により根室振興局を通じて道（危機対策課）に通報する。

ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに。

イ 本部等の設置・・・・・・・・・・本部等を設置した時直ちに。

ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時。

エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき。

(3) 町の通報

ア 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道（根室振興局経由）及び国（消防庁経由）に報告する。

イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道（根室振興局経由）及び国（消防庁経由）への報告に努める。

第2 被害状況等の報告

災害情報及び被害状況の報告は、北海道が定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、町長が根室振興局長に報告するものとする。

但し、町長は、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第1報については、直接、消防庁にも報告する。なお、消防庁長官から要請があった場合、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

また、町長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。

確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

第5章 災害応急対策計画

[火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先]

<被害状況等の報告 [道・根室振興局報告先] >

回線	区分	北海道総務部 危機対策局危機対策課	北海道根室振興局 地域政策部地域政策課
NTT 回線	日中	011-204-5008 011-231-4314 (FAX)	0153-24-4799 0153-23-6182 (FAX)
	夜間	011-231-4111 内線 22-586 011-231-4314 (FAX)	
北海道総合行政情報 ネットワーク (道防災無線)	日中	4-6-210-22-569 4-6-210-22-599 (FAX)	4-6-810-2191 2192 4-6-81-23-6182 (FAX)
	夜間	4-6-210-22-586 4-6-210-22-599 (FAX)	

<被害状況等の報告 [消防庁報告先 (通常時)] >

時間帯		平日 (9:30~18:15)	平日 (左記時間帯以外)・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	電話	03-5353-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5353-7537	03-5253-7553
地域衛星通信ネット ワーク (注1)	電話	6-048-500-90-49013	6-048-500-90-49102
	FAX	6-048-500-90-49033	6-048-500-90-49036

(注1) 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク。

第5章 災害応急対策計画

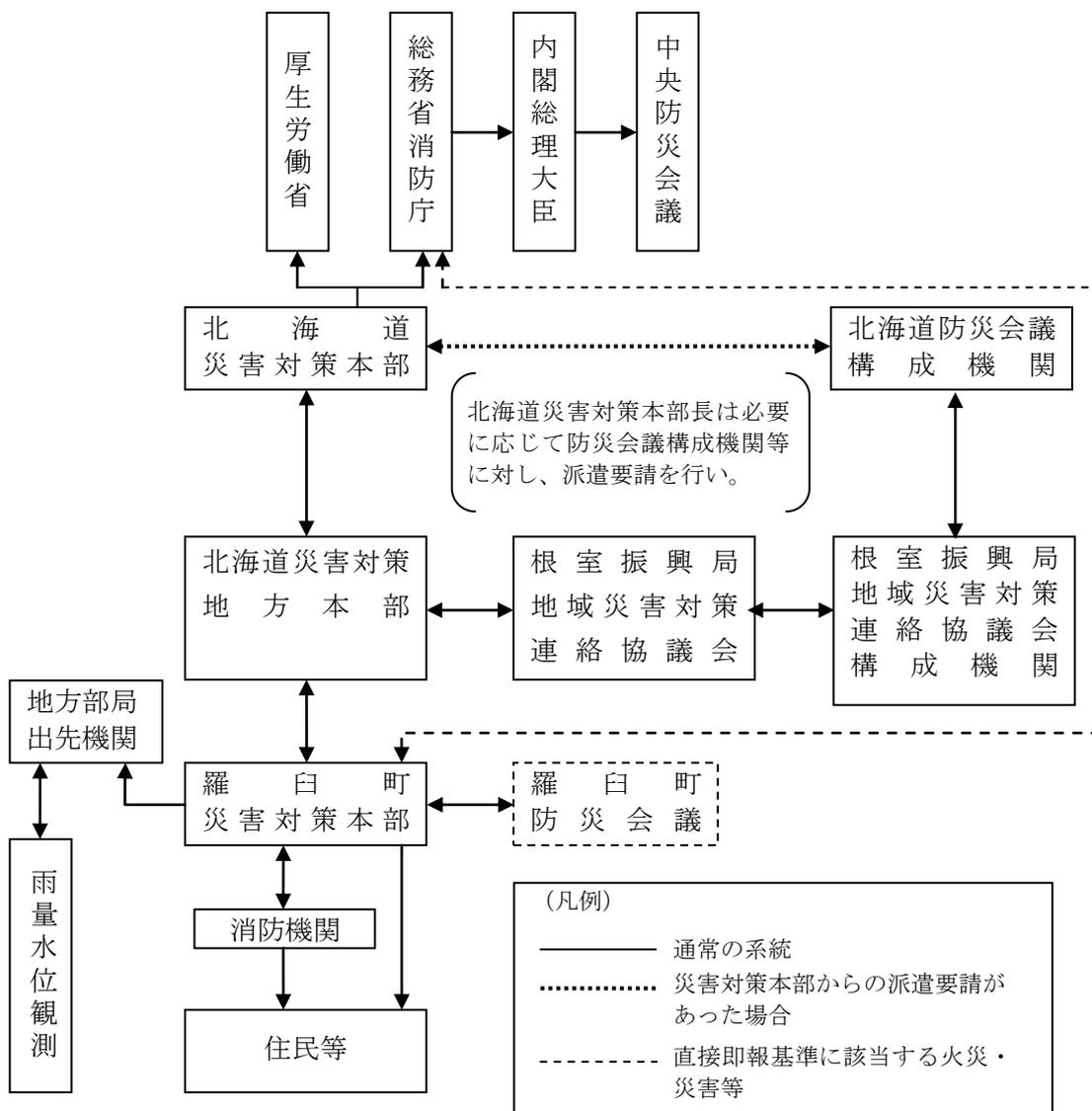
<被害状況等の報告〔消防庁報告先（消防庁災害対策本部設置時）〕>

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電話	03-5253-7510
	FAX	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク（注1）	電話	6-048-500-90-49175
	FAX	6-048-500-90-49036

<消防庁への直接即報基準>

区分		直接即報基準
火災等即報	交通機関の火災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの ア 航空機火災 イ トンネル内車両火災
	危険物等に係る事故	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死者（交通事故によるものを除く。） 又は、行方不明者が発生したもの ・ 負傷者が5名以上発生したもの ・ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺で500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの ・ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア 河川への危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ・ 市街地等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
救急・救助事故即報		<ul style="list-style-type: none"> ・ 死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ア 列車、航空機の衝突等による救急・救助事故 イ バスの転落等による救急・救助事故 ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 エ 不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 オ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃即報		<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 ・ 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
災害速報		<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害の有無を問わず、町の区域内で震度5強以上を記録したもの

<災害情報等連絡系統図>



[資料編 資料7 災害情報等報告取扱要領]

第2節 災害通信計画

災害時における災害情報及び被害報告等の通信連絡の方法については、本計画の定める。

第1 通信手段の確保

1 災害時の通信連絡

災害時における通信手段は、基本的にN T Tの電話利用による通信計画を優先的に考えるものである。

次いで、災害時に想定される有線の通信輻輳、ケーブル破損等によるN T T通信途絶時の通信方法として、防災行政無線、各機関の無線施設、衛星携帯電話、機関相互の通信協力、人的伝達など他の通信方法の利用を確保するものとする。

2 専用通信施設等の利用

(1) 羅臼町

本町が所有する有線局線、防災行政無線、消防用無線等の通信施設は、別表1のとおりである。

別表1

本 部 の 通 信 施 設

1 本庁有線回線施設

(1) NTT回線数 11回線

(2) 災害時通信確保対策

ア 災害時優先電話

一般電話回線が輻輳に伴い発信規制がなされても、防災機関、公共機関として使命を確保するため発信規制されず、優先的に発信が確保される局線。

役場における災害時優先電話の指定回線
①87-2129 ②87-3189

2 北海道総合行政ネットワーク

発 令 台	防災担当課
受話器(子機)	庁舎全内線電話
特 記 事 項	地上系通信、衛生系無線の2ルート化、津波警報等システム

3 羅臼町防災行政無線

(1) 同報系無線

固定系親局	羅臼町役場無線室
遠隔制御局	羅臼町役場1階、羅臼消防署
中 継 局	第1中継局 望郷台
	第2中継局 旧知円別小中学校グラウンド
屋外拡張子局	10基 (設置場所)

峯浜漁港
 農林漁業体験実習館
 於尋麻布漁港
 松法漁港
 湯ノ沢国設キャンプ場
 羅臼漁港
 オッカバケ漁港
 知円別漁港
 相泊漁港

戸別受信機 全世帯及び公共施設

4 根室北消防事務組合羅臼消防署

(1) 電話回線

一般用電話（一般消防業務、問い合わせ用）	回線
災害用専用電話	1 1 9
消防・災害ダイヤル	2 4 - 0 1 1 9

(2) アナログ無線 ※アナログ無線は国の決定により平成28年5月31日をもって廃止となる。

全 国 波	防災担当課		
市 町 村 波	ア 固定局	1 局	
	イ 基地局	2 局	（望郷台・海岸町）
	ウ 移動局	1 8 局	（羅臼消防署 積載型 9 局）
			（ ” 携帯型 7 局）
			（羅臼消防団 積載型 1 局）
		（ ” 携帯型 1 局）	

(3) デジタル無線

統 制 波 1		主運用波	
統 制 波 2		活 動 波 1	
統 制 波 3		活 動 波 2	

- ・ 基地局 3 局 （望郷台・海岸町5分団・岬町）
- ・ 移動局 2 7 局 （羅臼消防署 積載型 9 局）
 （ ” 携帯型 7 局）
 （羅臼消防団 積載型 6 局）
 （ ” 携帯型 6 局）

5 衛星携帯電話

設置場所及び台数	羅臼町役場（1台）、避難所（5台）
----------	-------------------

(2) 防災関係機関

町内防災関係機関の専用又は無線電話の使用協力により、通信相手機関にも最も近い防災関係機関を経て行うものとする。

3 通信途絶時等における連絡方法

情報連絡を行うことができないとき、または著しく困難であるときは、次の要領により実施する。

(1) 有線電話が途絶した場合

- ア 町所有の防災行政無線を最大限に活用する。
- イ 移動無線、携帯無線の活用及び広報車の活用。
- ウ NTT無線電話（衛星通信システム）の活用。
- エ 他の通信系統の利用

上記に掲げる通信施設の使用、または利用した通信を行うことができないときは、北海道地方非常通信連絡協議会が定める機関別通信系統により、無線通信局の協力を求め通信を行う。

オ 他の機関の通信設備の利用

各関係機関のもつ携帯電話、携帯無線等の協力を得て、緊急通信連絡体制を確

第5章 災害応急対策計画

保する。

カ アマチュア無線の協力

アマチュア無線局組織へ協力要請をし、通信の万全を図る。

キ 徒歩及び自転車等の利用

(2) 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

ア 貸与要請者あて、移動通信機器の貸出

イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

(3) 防災関係機関の対応

防災関係機関は、(2)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

ア 移動通信機器の借受を希望する場合

(ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所

(イ) 借受希望機種及び台数

(ウ) 使用場所

(エ) 引渡場所及び返納場所

(オ) 借受希望日及び期間

イ 臨機の措置による手続きを希望する場合

(ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由

(イ) (ア)に係る申請の内容

(4) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室

電話：011-747-6451

FAX番号：011-709-2481

〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎

4 非常通信等の利用

以下の通信手段は、災害時においてNTT回線が不通とならない限り、他の通信に優先して接続、伝送、配達される制度である。

(1) 災害時優先電話による電信

(2) 非常・緊急扱い電報による通信

5 防災行政無線の整備促進

災害時における通信連絡体制の確保、または災害情報等を速やかに住民へ提供するなどの伝達システムを強化するため、毎年点検業務を行うものとする。

また、北浜以北の地域についても防災行政無線（同報系）の増設、戸別受信機を配布するなど、無線の整備を促進する。

第3節 災害広報・情報提供計画

災害時における報道機関、関係諸機関及び住民に対する災害情報の提供並びに広報活動は本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 町長
- 2 中標津警察署長
- 3 その他の防災関係機関の長

第2 災害情報等の収集方法

災害情報等の収集については、「本編 第5章 第1節 災害情報収集・伝達計画」によるほか、次の収集方法によるものとする。

- 1 災害現場の取材及び記録写真の収集
- 2 一般住民及び報道機関その他関係機関による写真の収集
- 3 その他災害の状況に応じて職員の派遣による資料の収集

第3 災害情報等の発表及び広報の方法

1 報道機関に対する情報発表の方法

- (1) 収集した被害状況・災害情報等は、その都度報道機関に対し、次の事項を発表するものとする。
 - ア 災害の種別（名称）及び発生年月日
 - イ 災害発生場所及び被害激甚地域
 - ウ 被害調査及び発表の時刻
 - エ 被害状況
 - オ 災害救助法適用の有無
 - カ その他判明した被災地の情報
 - キ 町における応急対策の状況
 - ク 災害対策本部の設置または解散

- (2) 災害が発生又は発生するおそれがある場合には、新聞、ラジオ、テレビ放送等各報道機関が行う独自の取材活動に対して積極的に情報、資料の提供を行い協力するものとする。

2 住民に対する広報の方法、内容

- (1) 一般住民及び被災者に対する広報活動は、災害の推移をみながら、次の方法により行うものとする。
 - ア 広報車の利用（広報可能所有車両の保有状況：別表1）
 - イ 新聞、ラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送の利用
 - ウ 防災行政無線（同報系）の利用
 - エ 町広報誌、チラシ類の印刷物の利用
 - オ インターネット・メールサービス等の利用

第5章 災害応急対策計画

(2) 広報事項は、次のとおりとする。

- ア 災害に関する情報及び住民に対する注意事項
- イ 災害応急対策とその状況
- ウ 災害復旧対策とその状況
- エ 交通に関する状況
- オ その他必要な事項

(3) 関係機関に対する広報

根室振興局（北海道）及び防災関係機関等に対して、災害情報を提供して、災害実態の周知に努める。

(4) 本部職員に対する広報

本部事務局は、各班長を通じ本部員に災害及び被害状況の推移を周知し、各班に対し措置すべき事項等を指示連絡するものとする。

広報使用可能な車両の所有状況（車外拡声器付）平成27年 2月 1日現在

所有課	台数	配備状況
環境生活課	1	普通自動車
保健福祉課	1	ライトバン
建設水道課	1	SUV
羅臼消防署	2	1Box 1台 バス1台

3 被災相談所の開設

本部長が必要と認めたときは、町役場内に被災相談所を開設し、被災者の相談に応ずるものとする。

第4 防災関係機関の広報

防災関係機関は相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。

特に、住民生活に直結した機関（道路、交通、水道、ガス、通信等）は、応急対策活動とこれに伴う復旧状況を住民に広報するとともに、道（道災害対策（連絡）本部）に対して情報の提供を行う。

第5 安否情報の提供

1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、道又は町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。
- (2) 安否情報の照会を受けた道又は町は当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

第5章 災害応急対策計画

- (3) 安否情報の照会を受けた道又は町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の家族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族(アに掲げる者を除く) ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- (4) 町又は道は、(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができる。

2 安否情報を回答するに当たっての道又は町の対応

町又は道は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第4節 避難対策計画

災害時において、住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置は、本計画に定める。

第1 避難実施責任及び措置内容

風水害、火災、山（がけ）崩れ、地震、津波等の災害による人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等は、次により避難の勧告又は指示を行う。

1 町長（基本法第60条、水防法第29条）

(1) 災害が発生し又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難の勧告（指示）、立退き先の指示を行うとともに、避難所の開設、避難者の収容等を行い、その旨速やかに北海道知事（根室振興局長）に報告する。（避難解除の場合も同様とする）

また、避難指示ができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を要請するものとする。

(2) 町長は、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案した状況の分析を行い、その結果、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに避難の勧告・指示を行う。

また、避難の勧告・指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報エリアメール）等のあらゆる伝達手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

(3) 町長は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

(4) 町長は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を根室振興局長に速やかに報告するとともに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

(5) 町長から委任を受けた職員

災害の危険がある場合に、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し又は指示する。

2 知事又はその命を受けた道職員（基本法第60条、第72条、地すべり等防止法第25条、水防法第29条）

(1) 知事又はその命を受けた職員は、洪水又は高潮のはん濫若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のための立ち退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立ち退きの指示をすることができる

(2) 知事は、災害発生により町長が避難の勧告及び指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。

第5章 災害応急対策計画

(3) 根室振興局長は、町長から避難の勧告、指示、立退き先の指示及び避難所の開設等について報告を受けた場合は、町長と情報交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。

3 警察官及び海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

警察官又は海上保安官は、町長から要請のあったとき又は町長が避難指示をできないと認めるときは、避難指示、立退き先指示等を行うものとし、その場合直ちに、町長に通知するものとする。

災害による危険が窮迫したときは、警察官はその場の危害をさけるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨を報告する。

4 自衛隊（自衛隊法第94条）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官及び海上保安官がその場にはいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（災害対策基本法63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（災害対策基本法64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（災害対策基本法第65条第3項）

避難勧告・指示の実施責任者

実施者	勧告・指示区分	災害の種類・内容	根拠法令
町長	勧告・指示	災害全般	基本法第60条
警察官 海上保安官	指示	災害全般。町長が指示する時間がない時。又は町長から要請があったとき。	基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた職員、水防管理者	指示	洪水	水防法第29条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	指示	災害全般。災害派遣を命じられた部隊の自衛官は災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にはいない限り避難の指示を行うことができる。	自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた吏員	指示	地すべり	地すべり等防止法第25条

第5章 災害応急対策計画

警戒区域の設定権者

実施者	災害の種類	内容（要件）	根拠法令
町長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第 63 条
警察官 海上保安官	災害全般	同上の場合においても、町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第 63 条第 2 項
消防吏員又は消防団員	水災を除く	災害全般の現場において活動確保を主目的に設定する。	消防法第 28 条・第 36 条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場合。	水防法第 21 条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	町長若しくはその委任を受けた町の職員、警察官及び海上保安官がその場にいない場合。	基本法第 63 条第 3 項

※ 警察官は消防法第 28 条、第 36 条、水防法第 21 条の規定によっても、第 1 次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは警戒区域を設定できる。

第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

1 連絡

町長、知事（根室振興局長）、北海道警察本部長（中標津警察署長）、第一管区海上保安本部（羅臼海上保安署長）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の勧告又は指示をした場合は、相互にその旨を連絡するものとする。

2 助言

(1) 町

町は、避難のための立退きの勧告・指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方气象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

町は、避難勧告や指示等を行う際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

(2) 国や道の関係機関

町から助言を求められた国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。

3 協力、援助

(1) 北海道警察

町が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

(2) 第一管区海上保安本部（羅臼海上保安署）

避難の指示等が発せられた場合において、必要があるときは、避難者の誘導、海上輸送を行い避難を援助する。

第3 避難の勧告、指示区分の基準

1 避難勧告

避難勧告とは、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す行為をいう。

2 避難指示

避難指示とは、勧告よりも拘束力が強く、被害の危険が目前に切迫している場合、急を要する事態に発令する。

3 避難準備情報

警報等の発表又は災害が発生し始めた場合は、事前に避難準備を指示し又は事前に安全な場所へ避難させるための立退き指示基準は、概ね次のとおりとする。

- (1) 大雨、暴風、洪水の警報等が発令され、避難準備又は事前に避難を要すると判断されたとき。
- (2) 河川が警戒水位を超え、なお上昇し、被害が予想されるとき。
- (3) がけ崩れ、地すべり等の危険が予想されるとき。

(4)その他の状況から避難準備又は避難をさせておく必要があると認められるとき。

4 緊急避難

町長は、災害発生危険が目前に急迫していると判断されたときは、危険な区域にいる者を、至急、安全な場所に避難させるものとする。

5 収容避難

町長は、事前及び緊急避難した避難所に災害の危険がある場合は、至近の避難所又は安全な場所に再避難させる。

[資料編 資料14 避難勧告等の判断・伝達マニュアル(土砂災害編)]

第4 避難の勧告又は指示の周知

避難実施責任者は、避難の勧告又は指示にあたっては、消防機関等関係機関の協力を得て、防災行政無線、広報車両等によって、当該地域の住民等に対して、特に災害時要援護者に対しては多様な手段を活用するなどして、速やかに次の事項について周知徹底する。

1 周知する勧告、指示内容

- (1) 避難の勧告又は指示の理由及び内容
- (2) 避難場所及び経路
- (3) 火災、盗難の予防措置等
- (4) 携帯品等その他の注意事項

2 周知の方法

次に掲げる事項のうち、地域の実情を考慮し、いずれかの方法により行うものとする。

なお、場合によっては、二つ以上の方法を併用するものとする。

- (1) 広報車による伝達
町、羅臼消防署、羅臼駐在所などの広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。
- (2) ラジオ、テレビ放送等による伝達
関係報道機関に対して勧告指示を行った旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を提示し、放送の協力を依頼するものとする。
- (3) 避難信号による伝達
水防信号に定める危険信号によるものとする。
- (4) 電話による伝達
電話により、住民組織、官公署、会社等に通報する。
- (5) 伝達員による個別伝達
避難を勧告、指示した時、夜間、停電時で風雨及び風雪が激しい場合等、全家庭に対する完全周知が困難であると予想されるときは、消防団員等で伝達班を編成して、個別に伝達するものとする。
- (6) 防災行政無線による伝達
- (7) 町内会あるいは自主防災組織による伝達

第5 避難方法

1 避難場所等の設定

- (1) 避難のため立退きを勧告又は指示及び立退き先の指示を必要とした場合の避難場所等として当該地域の避難人口、災害の種別、規模その他の情勢を判断し、最も安全にして速やかに収容可能な場所、施設を指定する。
- (2) 避難場所等の設定は、町会、距離、物理的条件等を考慮し設定する。ただし、緊急を要する場合等でこれらの場所を使用することができないときは、最寄りの民間施設、公園、空地等を使用するものとし、その地域全体が災害のため使用不能なときは、他地区の避難場所を使用するものとする。
- (3) 避難場所等の指定状況
町において指定した避難場所等は「資料編 資料4 地区別指定避難場所等一覧」のとおりとする。
- (4) 避難場所等の基準
避難場所等は、これを避難場所及び避難所に区分し設定する。

2 避難場所

- (1) 設置目的
震災等により火災が延焼拡大し危険が迫っている場合、あるいはこれに準じた事態が発生した場合、避難者が一時的に避難するための場所とする。
- (2) 選定基準
町の指定した津波避難場所は、標高10m以上の小中学校グラウンド、道路等とするが、その避難場所、地域住民と協議をしながら選定する。
- (3) 各避難場所における対象地区の指定の効果
ア 情報伝達その他各所に連絡が効率的に行える。
イ 町職員、消防職員、消防団員、警察官等の指示で避難することを原則としていることから、整然とした行動が確保できる。
ウ 家族等の離散状況時における災害発生に対し、家族相互の最終合流場所となる。
エ 地域の避難状況の把握、住民相互の協力が可能である。
オ 避難所への誘導が円滑に行える。

3 避難所・福祉避難所

- (1) 設置目的
大雨、洪水、津波、高潮などによる家屋の浸水、流失あるいは、地震、大火災などにより住居を喪失し又はそのおそれがある場合、避難者を収容するための施設であり容易に給食、物資を搬送することができる場所とする。
また、避難所での避難生活が困難な避難行動要支援者を避難させるため、福祉避難所を確保するよう努めるとともに、避難した避難行動要支援者の支援にあたる人材の確保に努める。
- (2) 選定基準
町の指定した収容避難所は、原則として各地域の小中学校の体育館・普通教室、町内会館等であり、おおむね2㎡につき1人を基準としている。

第5章 災害応急対策計画

ア 避難所の指定については、災害発生後の検証や地域の実情、災害の想定などに応じ適宜見直しを行うものとする。

イ 福祉避難所は、高齢者や障がい者等、災害発生時において通常の避難所生活に困難をきたすと判断された要支援者を対象に必要なに応じて開設するものであり、予め指定する。

また、指定にあたっては、災害時において福祉避難所として活用可能な施設（社会福祉施設等）を洗い出すとともに、協力体制の整備を促進するものとする。

ウ 避難所の整備

町は、避難所として指定した施設の耐震診断の実施を促進するとともに、診断結果により耐震改修を促進するものとする。

また、停電時を想定して非常電源の配備、通信途絶を想定して通信機器の配備等による充実を図っていくものとし、さらには、冬期対策として、暖房器具、燃料の緊急調達に備え、事前に市内業者等と協議し、速やかなる対応が可能となるよう調達先を定め、災害に備えるものとする。

(3) 避難路等の整備

危険区域（港湾区域を含む）において、避難を必要とする警報等が発せられた場合、地域住民が安全かつ迅速な避難を実施できるよう、徒歩による避難又は車両等を利用した避難を想定し、避難路及び避難道路の整備を促進する。

(4) 避難所の仮設

避難所が使用不能になった場合、あるいは避難所に収容しきれなくなった場合には、町が指定する他地域の避難所へ移送を行う。

ただし、災害の種類、被害又は避難の状況等により、仮設避難所の設営を行う。

(5) 費用の限度及び期間

災害救助法の基準による。

(6) 避難所の開設及び被災者救出状況の記録

避難所を開設及び被災者を救出した場合は、「資料編 資料 15 避難所設置及び収容状況(様式1)」、[資料編 資料 16 被災者救出状況記録簿(様式2)]に記録しておかなければならない。

(7) 指定外の緊急避難場所の開設

指定外に避難場所を設置する場合は、次の設定基準を勘案して開設するものとする。

ア 公園・広場等のように相当の広さを有していること。

イ 周囲に崩壊のおそれのある石垣・建物・その他の建造物あるいは、がけ等がないこと。

ウ 周囲に防火帯・防火壁が存在し、かつ延焼の媒介となるべき建物あるいは、大量の可燃性の物品のないこと。

エ 地割れ・崩壊等のない耐震性土質の土地及び耐震耐火性の建築物で津波の襲来に際しても安全性のあること。

オ 延焼の危険のあるとき又は収容人員の安定度を越えたときは、更に他の場所へ避難移動できること。

(8) 避難場所等の周知方法

町民に対し、平常時から避難場所等を周知するため、避難場所表示板を避難場所等に設置するとともに、町広報紙等を活用して、町民に周知するものとする。

第6 避難誘導

1 避難誘導者

避難の誘導は、町職員、消防職員、消防団員及び警察官が協力して行うものとする。

その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、事前に定めた援助者などと連携し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

また、市職員、消防職員、消防団員、警察官など避難誘導にあたる者の安全の確保に努めるものとする。

2 避難経路の表示

避難経路を避難住民に徹底させる必要があると認めたときは、その安全を確認し、要所に誘導員を配置する。また、状況により表示板等を設置し、事故防止を図る。

3 避難の順位

避難させる場合には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者を優先的に避難させる。

4 避難の方法

(1) 避難は、可能な限り町会単位、あるいは町会各班の単位で行うこと。

(2) 避難は、避難者自ら行うことを原則とする。

(3) 自力で避難できない場合、避難途中危険がある場合、あるいは病院等における入院患者の場合等の避難については、車両等を利用して行う。

(4) 避難が広域で大規模な移送を要し、町において対応処理できないときは、北海道知事（根室振興局長）に対し応援要請を行う。

(5) 避難にあたっては、市職員、警察官その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確認のため、支障となるものの排除を行うものとする。

第7 移送の方法

1 小規模な場合

避難は、各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力で避難することができない場合は、町及び関係機関の協力の基、車両、船艇等によって行うものとする。

2 大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、町において措置できないときは、町は道に対し応援を求めて実施する。

第8 避難路及び避難場所の安全確保

住民等の避難にあたっては、町職員、消防職員・消防団、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

第9 避難所の開設

1 町は、災害時に必要に応じ、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を充分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所として開設する。

さらに、避難行動要支援者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

2 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

第10 避難所等の運営

1 避難場所の運営

(1) 避難を要する状況にあつては、速やかに町職員等の指揮責任者及び補助者を配置し、避難住民との連絡、避難状況の把握に努めるとともに、避難者に対する情報提供、指示にあたり又避難者の安全確保及び混乱の防止を図る。

なお、避難状況の把握又は避難住民との連絡調整は、避難を原則として町会単位等で実施されることから、各町会、あるいは町会において指名された者を窓口として行う。

(2) 避難における救援措置は、原則として給水及び医療救護とする。

(3) 避難場所の施設管理者は本部長、あるいはその命を受けた町職員等の指示に従い、速やかに施設を避難場所に供するよう措置する。

2 避難所の運営

避難所の運営は、関係機関の協力のもと町が適切に行うものとする。

(1) 避難所の開設基準、開設期間等については、災害救助法が発動されたときは同法により、また同法が適用されない災害の場合は同法に準じて行うものとする。

ただし、本部長がその必要を認めたときは、その期間を延長することができる。

(2) 施設には、町職員等の運営管理者及び補助者若干名をおくこと。

(3) 避難所の施設管理者は本部長、あるいはその命を受けた町職員等の指示に従い、速やかに施設を避難所に供するよう措置する。

(4) 各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食糧、飲料等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

(5) 避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報把握に努め、国等へ報告を行うものとする。

(6) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

なお、必要に応じ避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(7) 避難所運営における女性の参画を推進するとともに、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めること。

(8) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

(9) 災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めるものとする。

第11 関係機関への報告

1 道に対する報告

(1) 避難の勧告又は指示を町長が発令したときは、発令者、発令日時、避難の対象区域及び避難先を記録するとともに、根室振興局に対しその旨報告する。

(町長以外の者が発令したときは町長経由)

(2) 避難所を開設したときは、北海道知事（根室振興局長）にその旨報告する。

ア 避難所開設の日時、場所及び施設名

イ 開設期間の見込み

ウ 収容状況、収容人員

エ 炊き出し等の状況

2 関係機関への連絡

町長が避難の勧告若しくは指示を発令したとき又は警察署から勧告若しくは指示を行った旨の通報を受けたとき、総務班長は、以下のとおり必要に応じて、関係機関に対して連絡するものとする。

(1) 警察署に連絡し、協力を得るものとする。

(2) 避難所として利用する施設の管理者に対し、連絡をとり協力を求める。

(3) 指定の避難場所には、速やかに職員を派遣し、避難者への指示、誘導等にあたる。

第12 警戒区域の設定

1 設定の基準（災害対策基本法第63条）

(1) 町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することができる。

第5章 災害応急対策計画

(2) 警察官又は海上保安官は、町長（権限の委任を受けた町の職員を含む。）が現場にいないとき又は町長から要請があったときは警戒区域を設定することができる。

この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を町長に通知することとする。

(3) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、町長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

2 規制の内容及び実施方法

(1) 町長は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずることとする。

(2) 町長等は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

(3) 知事による代行（災害対策基本法第73条）

知事は、災害が発生した場合、災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定することとする。

第5節 応急措置実施計画

町の区域に災害が発生し、または発生する恐れがある場合は、関係法令及び本計画の定めるところにより、町長、消防署長及び防災に関係のある施設の管理者は所要の措置を講じ、また、町長は必要により道及び他の市町村、関係機関等の協力を求める応急措置を実施する。

第1 応急措置の実施責任者

法令上責任者として定められている者は、次のとおりである。

- 1 北海道知事 (基本法第70条)
- 2 警察官、海上保安官 (基本法第63条第2項)
- 3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 (基本法第63条第3項)
- 4 指定行政機関の長等 (基本法第77条)
- 5 指定公共機関及び指定地方公共機関の長 (基本法第80条)
- 6 町長、町の委員会または委員、町の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等 (基本法第62条)
- 7 水防管理者(町長)、消防機関の長(消防長)等(水防法第17条及び第21条)
- 8 消防長または消防署長等 (消防法第29条)

第2 従事命令等の実施

基本法の規定に基づき、従事命令等を発し、応急措置を実施する場合、別表第1号様式から別表第5号様式に定める公用令書等公用令書等を交付して行うものとする。

この場合、施設及び土地、家屋、若しくは、物資の保管する場所に立ち入ろうとする職員は、公用令書等に定める防災立入検査票を携帯しなければならない。

[資料編 資料17 公用令書等]

第3 町の実施する応急措置

- 1 町長及びその所轄の下に行動する水防団長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び町地域防災計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防衛又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずるものとする。
- 2 町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

第4 警戒区域の設定

1 町長(基本法第63条、地方自治法153条)

町長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずることができる。

2 消防吏員又は消防団員（消防法第28条・第36条）

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

3 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者（水防法第21条）

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

4 警察官又は海上保安官（基本法第63条、地方自治法第153条、消防法28条・36条、水防法第21条）

(1) 警察官又は海上保安官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知することとする。

(2) 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があつたときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することとする。

(3) 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

6 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、または土石、竹林その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

なお、この場合においては、基本法施行令第24条及び基本法第82条の規定に基づき次の措置を取らなければならない。

(1) 応急公用負担に係る手続き

第5章 災害応急対策計画

町長は、当該土地、建物その他の工作物（以下「工作物」という。）を一時使用し、または土石、竹木その他の物件（以下「物件」という。）を使用し、若しくは収用したときは、速やかに工作物及び物件占有者、所有者、その他当該工作物、または物件について権限を有する者（以下「占有者等」という。）に対し、次の事項を通知するものとする。

この場合において、当該工作物及び物件の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を羅臼町公告条例{（昭和25年羅臼町第12号）（以下「公告式条例」という。）}を準用して、町役場前の掲示場に掲示する等の措置をしなければならない。

- ア 名称または種類
- イ 形状及び数量
- ウ 所在した場所
- エ 処分の期間または期日
- オ その他の必要な事項

(2) 損失補償

町は、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第5 災害現場の工作物及び物件の除去ならびに保管等の実施

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物、または物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において工作物等を除去したときは、町長は当該工作物等を保管しなければならない。

なお、工作物等を保管したときは基本法第64条第3項から第6項の規定に基づき、それぞれ次の措置をとらなければならない。

但し、町長は当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等を返還するため、次に掲げる事項及び方法により公告しなければならない。

1 工作物等を保管した場合

- (1) 保管した工作物等の名称、または種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の所在した場所、及びその工作物等を除去した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時、及び保管の場所
- (4) その他、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

2 工作物等を保管した場合の公示の方法

公示するにあたっては、次に定める方法によるほか、羅臼町公告式条例を準用して行う。

- (1) 公示は、保管を始めた日から起算して14日間、町役場の掲示板に掲示すること。
- (2) 公示の期間が満了しても、なおその工作物の占有者、所有者、その他の工作物等について権限を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を町の広報誌に掲載すること。
- (3) 前2号の方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を防災担当課に備

第5章 災害応急対策計画

え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

- 3 町長は保管した工作物が消滅し、若しくは破損するおそれがあるとき、またはその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、次に掲げる手続きにより当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。
 - (1) 保管した工作物の売却は、競争入札に付さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、随意契約により売却することができる。
 - ア 速やかに売却しなければ、価値が著しく減少する恐れがある工作物
 - イ 競争入札に付しても入札者がいない工作物等
 - ウ 前2号に掲げるもののほか、競争入札に付すことが適当でない認められる工作物等
 - (2) 競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに工作物等の名称または種類、形状、数量その他必要な事項を公示しなければならない。
 - (3) 競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に工作物等の名称または種類、形状、数量その他必要な事項をあらかじめ通知しなければならない。
 - (4) 随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。
- 4 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。
- 5 公示の日から起算して6ヵ月を経過してもなお保管した工作物等の返還をすることができないときは、当該工作物等の所有権は本町に帰属する。

第6 他の市町村長等に対する応援の要求（基本法第67条）

- 1 町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求めることができる。

この場合において、応援を求められた市町村長等は正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
- 2 前号の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。
- 3 災害時における他市町村との応援体制については、相互に応援協力して防止活動を速やかに行えるよう応援協定の締結を推進するものとする。

第7 北海道知事等に対する応援の要求（基本法第68条第1項）

町長は、本町地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道知事に対し応援を求め、または応急措置の実施を要請することができる。

第8 住民等に対する緊急従事指示等

- 1 町長は、本町の地域に係る災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町区域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。(災害対策基本法第65条第1項)
- 2 町長及び消防署長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる(水防法第17条)
- 3 消防吏員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者に対し救急業務に協力することを求めることができる。(消防法第29条第5項)
- 4 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。
- 5 町長は、1から4までにより町長区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死、負傷、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。(災害対策基本法第84条第1項)

第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

災害時における自衛隊の災害派遣要請の要求については、本計画の定めるところによる。

第1 災害派遣要請

1 派遣要請の基準

自衛隊の災害派遣要請を要求するにあたっては、人命救助及び財産の保護のため行うものとし、その基準はおおむね次のとおりとする。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 水害、高潮等の災害又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、被害状況の把握が困難なとき又は応急措置のための応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のために応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき。

2 災害派遣要請の手続き等

(1) 要請要求方法

自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、次の事項を明らかにした文書をもって北海道知事（以下「知事」という。）に対し要請を要求するものとする。

〔資料編 資料18 自衛隊災害派遣部隊出動要請（様式1）〕

〔資料編 資料20 自衛隊災害派遣要求事由書（別紙）〕

この場合において、必要に応じてその旨及び災害の状況を要請先である指定部隊長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は口頭又は電話等で要求し、その後速やかに文書を提出するものとする。

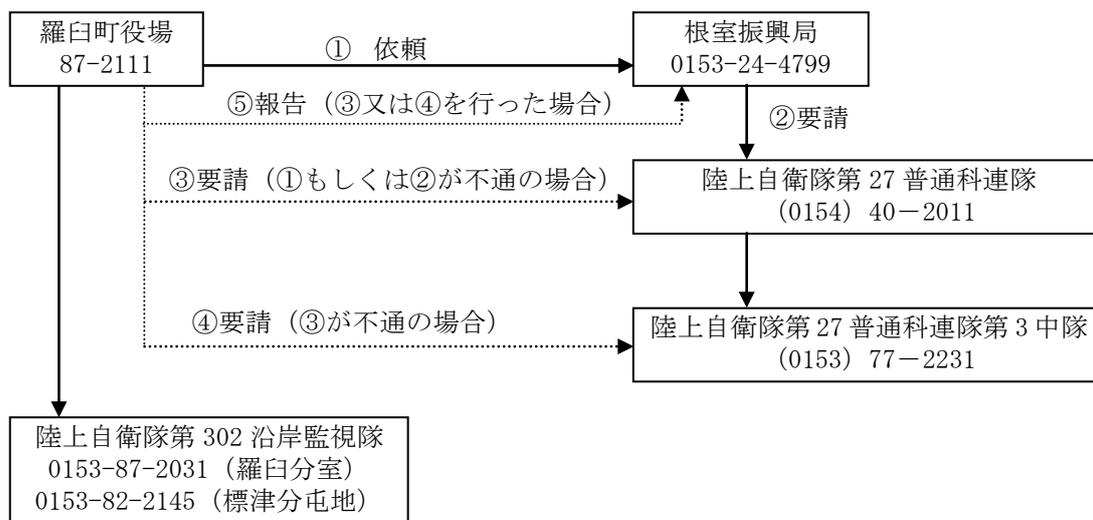
なお、電話等はケーブル破損等により通信不可能な場合を想定し、衛星携帯電話等による連絡方法について検討し、速やかに要求できる体制づくりを確立していくものとする。

- ア 災害の状況及び派遣を必要とする理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 派遣部隊が展開できる場所
- オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(2) 担当の対策班及び派遣要請要求

自衛隊の災害派遣要請の要求は、総務班が行うこととする。

<自衛隊派遣要請系統図>



3 災害派遣部隊の受入れ体制

町長は、自衛隊の災害派遣の通知を受けたときは、派遣部隊指揮所、派遣部隊活動拠点、派遣部隊との連絡責任者、又は作業計画書等について協議調整の上、必要な措置を講ずるものとする。

(1) 派遣部隊指揮所

町役場内の対策本部近傍に準備する。

(2) 派遣部隊活動拠点（宿泊、炊事、整備地域、車両・資機材の保管場所等）

町有施設、町有地を提供するが、被災地近隣に町有施設、町有地がない場合は、民有地等の適宜な場所を町で保有して提供する。

(3) 連絡責任者及び連絡員

災害派遣部隊との連絡責任者は、総務班長とし、連絡員は総務班班員を充てる。

(4) 作業計画の準備

自衛隊と調整し、作業場所及び内容、使用資機材等の確保、その他必要な計画を本部役員会議で樹立し、災害派遣部隊到着と同時に作業が開始できるよう準備しておくものとする。

4 派遣部隊到着後の処置

(1) 派遣部隊到着による作業計画等の協議

町長は、各班長及び派遣部隊責任者と応援作業計画について協議し、必要な処置をとるものとする。なお、派遣部隊の主な活動は次による。

- ア 被害状況の情報収集
- イ 人命の捜索・救助
- ウ 避難の援助
- エ 消防及び水防活動
- オ 道路の応急啓開

第5章 災害応急対策計画

- カ 応急医療及び防疫
- キ 人員・物資の緊急輸送
- ク 給食及び給水
- ケ 通信支援
- コ その他の支援活動

(2) 知事への報告

総務班は、派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を根室振興局長を經由し知事に報告するものとする。

- ア 派遣部隊の長の官職名
- イ 隊員数
- ウ 到着日時
- エ 従事している作業の内容及び進捗状況
- オ その他必要な事項

5 派遣部隊の撤収要領

町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文章をもって、その旨を報告するものとする。

[資料編 資料 19 自衛隊災害派遣撤収要請（様式 2）]

6 経費等

(1) 自衛隊が防災活動に要する次の費用は、町において負担する。

- ア 活動に必要な資機材の借り上げ料並びに借り上げ機材等の損料（故意の場合を除く）
- イ 電話料及びその施設費
- ウ 電気料（設備等含む）
- エ 水道料
- オ 汲み取り料
- カ 活動に必要な諸施設の借り上げ料及び損料（故意の場合を除く）

(2) その他必要な経費については、町と自衛隊及び関係機関において協議のうえ、定めるものとする。

7 派遣要請先

根室振興局地域政策部地域政策課防災主査

8 自衛隊派遣要請に伴う連絡先

陸上自衛隊 第5旅団 第27普通科連隊 第3科 0154-40-2011

第2 自衛隊との連携強化

- 1 町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、予め要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努める。
- 2 町長等は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行う。

第3 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。

この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおり。

- 1 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
- 2 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
- 3 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること
- 4 その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること

第4 自衛隊の救援活動

災害派遣時における自衛隊の救援活動は、次のとおりである。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者等の捜索活動
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 物資の無償貸付又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

第7節 広域応援・受援計画

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、本計画に定める。

第1 町の応援要請・受援活動

1 他市町村及び道への応援（受援）

- (1) 道内の市町村において大規模災害等が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

[資料編 協定7 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定]

- (2) 被災市町村長は、災害応急対策を実施するにあたり必要があると認めるときは、他の市町村長及び知事（総合振興局長及び振興局長）に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
- (3) 北海道知事（総合振興局長及び振興局長）は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき市町村相互間の応援について必要な指示又は調整・要求を行う。
- (4) 北海道知事（総合振興局長及び振興局長）は、市町村長からの応援の求め又は、災害応急対策の実施を要請されたときは、適切に応援又は災害応急対策を実施する。
この場合において、道は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。
- (5) 北海道知事（総合振興局長及び振興局長）及び市町村長は、被災市町村と連絡が取れない又は緊急を要する場合であって必要と認めるときは、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 他都道府県からの応援要求への対応

町長は、知事が内閣総理大臣より他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められ、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力を努める。

第2 消防機関（根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署）

- 1 大規模災害が発生し、根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道などに応援を要請するほ

か、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

- 2 他の消防機関等に対する応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。
- 3 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

第3 関係団体等に対する応援要請

町長は、緊急医療の確保、その他の応急措置及び医療救護活動等について必要と認めるときは、日本赤十字社北海道支部、根室市外三郡医師会及び羅臼建設業協会等の関係団体に対して応援要請を行うものとする。

なお、医師会及び建設業協会については「災害時の医療救護活動に関する協定書」並びに「羅臼町公共・土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定書」による。

[資料編 協定3 災害時の医療救護活動に関する協定書]

[資料編 協定12 羅臼町公共・土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定書]

第4 応援の受け入れ体制と活動状況の把握

町長は、応援隊及び応援物資の受け入れのため、次の事項について必要な措置を取るよう各班長に指示する。

- 1 応援隊の受け入れは関係する各班が直接あたるものとする。
- 2 応援隊を受け入れた各班長は隊員数、活動日数及び活動状況、宿舎、食料確保等常に把握し、総務班長に報告するものとする。
- 3 応援隊を受け入れる各班長は災害の進展状況、被害状況、道路交通状況等、応援体制に必要な情報を要請先の機関に連絡し、応援に関する進入路、資機材、応援手段について協議するものとする。
- 4 応援隊を受け入れる各班長は集結地点又は応援物資の受け取り場所等を選定し、応援隊を誘導するものとする。
- 5 応援隊の活動は、町長の指揮下で活動する。

第8節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

第1 基本方針

町内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプターを活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

第2 ヘリコプター等の活動内容

1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査などの情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

2 救急・救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助・救出

3 火災防ぎょ活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

4 その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合。

第3 町の対応等

町長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策を講じる。

1 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、または災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

2 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないために必要な措置、地上の支援体制等を講じる。

3 ヘリコプター発着可能地

本町におけるヘリコプター離着陸可能地は、[資料編 資料 21 ヘリコプター離着陸可能地点一覧] のとおりである。

[資料編 資料 22 ヘリコプター着陸可能地選定条件]

4 北海道消防防災ヘリコプターの応援要請

(1) 応援要請の要件

町長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、北海道消防防災ヘリ運航管理要領及び北海道消防防災ヘリ緊急運航要領の定めるところにより、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき知事に対し要請するものとする。

- ア 災害が近隣市町村に拡大し、または影響を与えるおそれのある場合
- イ 町の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- ウ その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

(2) 要請方法

知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにするものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請については、（4）の要請手続をとる。

- ア 災害の種類
- イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ウ 災害現場の気象状況
- エ 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- オ 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要な事項

(3) 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室
〒007-0880 札幌市東区丘珠町7 7 5 番地 1 1
TEL 011-782-3233
FAX 011-782-3234
道防災行政無線 6-210-39-897、898

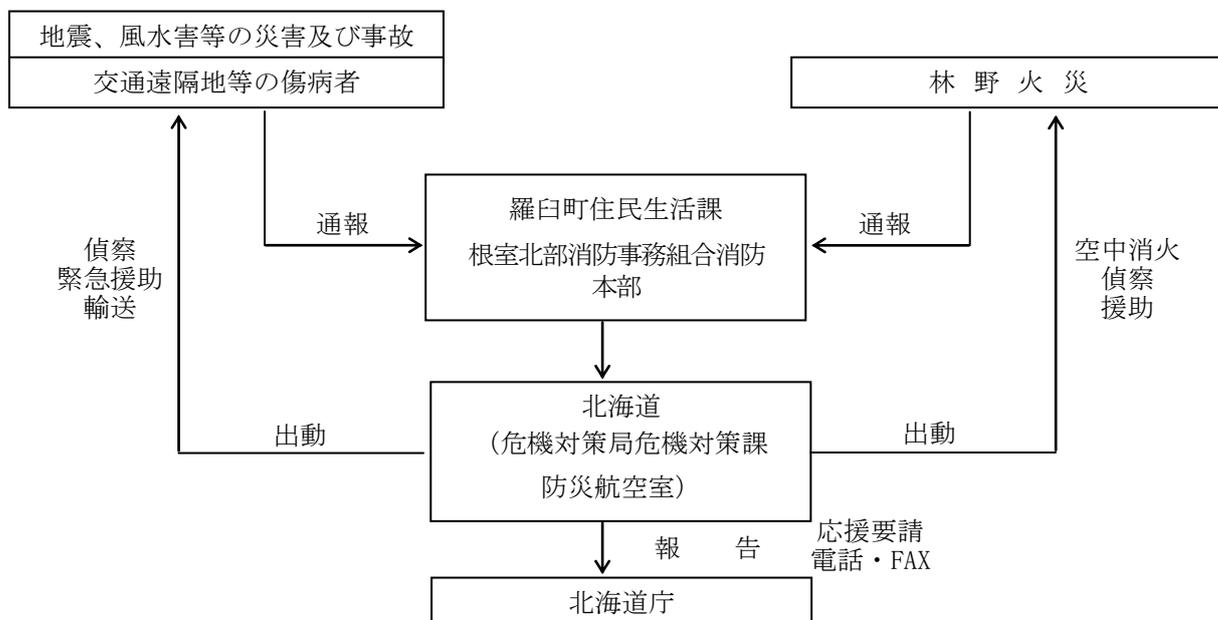
(4) 救急患者の緊急搬送手続等

- ア 依頼診療所等からヘリコプターの出動要請を受けた場合または生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行うものとする。
 - (ア) 航空室へ消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後根室振興局及び中標津警察署にその旨を連絡する。
 - (イ) 要請は電話により行うとともに、FAXにより救急患者の緊急搬送情報 伝達票を提出する。
- イ 依頼診療所等からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行う。
- ウ ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車等の手配を行う。
- エ 航空室からの運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼診療所等に連絡する。

(5) 消防防災ヘリコプター運航系統

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請に係る系統図は、次のとおり。

図表 消防防災ヘリコプター緊急運航要請系統



第9節 救助救出計画

災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、次のとおりである。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第1 実施責任者

1 町、根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署

- (1) 町、根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署（災害救助法を適用された場合を含む。）は災害により生命、身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、または、日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、町、根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署は、町の救助力が不足すると判断した場合、隣接市町村、道等の応援を求める。

- (2) 町、根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署は、警察等の協力を得て救出を行うが、被害が甚大であり、災害対策本部のみで救出の実施が困難である場合は、「本編 第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、知事（根室振興局長）に自衛隊の派遣を要請する。

2 警察署

被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施する。

3 羅臼海上保安署（第一管区海上保安本部）

海上における遭難者の救助救出を実施する。

4 北海道

道は、町を包括する基幹として、広域的総合的な調整を行うとともに、町から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

また、町のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

第2 救助救出活動

1 被災地域における救助救出活動

町、根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署は、北海道警察と緊密な連携の下に被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、救助関係機関及び及び住民の協力を得て、被災者の救出、救護を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物資資源を優先的に配分するものとする。

2 海上における救助救出活動

羅臼海上保安署（第一管区海上保安本部）は、海上災害が発生した場合、速やかに巡視船艇及び航空機により、海上における遭難者の救助を実施する。

第10節 医療救護計画

災害のため、医療機関の機能が失われ、または著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護の実施は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町長（医療班）が実施する。

救助法が適用された場合は知事が行い、町長がこれを補助するほか、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。

第2 救急医療対策

1 救急医療の対象と範囲

(1) 対象

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波その他の自然現象又は大規模な火災若しくは爆発放射性物質、有害物の流出、航空機の墜落、その他極端な雑踏の事故により、集団的に多数の傷病者が生じて関係機関による総合的救急対策が必要な事態を対象とする。

(2) 範囲

傷病者発生と同時に行う応急手当、初期診療及び傷病者の病状に応じて行う。本格的な救急医療を開始できるまでの応急的処置を含むものとする。なお、遺体の検案、洗浄、縫合等の処置を含むものとする。

(3) 救急医療に関する組織

救急医療を迅速かつ的確に実施するため、町長は必要に応じて救急医療対策本部を設置して対処するものとする。

(4) 関係機関の業務の大綱

関係機関の業務の大綱は次のとおりとする。

ア 道（根室振興局）

- (ア) 救急医療についての総合調整に関すること
- (イ) 救急医療についての現地事故対策本部の設置
- (ウ) 日本赤十字北海道支部に対する出動要請に関すること
- (エ) 自衛隊の派遣要請に関すること
- (オ) 医療材料の確保に関すること

イ 町

- (ア) 現地事故対策本部の設置に関すること
- (イ) 現地における応急医療施設の設置並びに管理に関すること
- (ウ) 死者、傷病者の救出、搬送に関すること
- (エ) 日本赤十字社北海道支部に対する出動要請に関すること
- (オ) 根室市外三郡医師会に対する出動要請に関すること

第5章 災害応急対策計画

- (カ) 医療材料に関すること
- (キ) 死者、傷病者等の身元確認に関すること

ウ 中標津警察署

- (ア) 死者、傷病者等の救出、搬送及び災害現場の警備に関すること
- (イ) 交通機能の確保に関すること
- (ウ) 死者、傷病者の身元確認に関すること

エ 羅臼海上保安署

- (ア) 要請に基づく傷病者の救出、搬送に関すること
- (イ) 要請に基づく支援物資、要員の搬送に関すること

オ 自衛隊

- (ア) 要請に基づく死者、傷病者の救出、搬送に関すること
- (イ) 救急医療物資の輸送支援に関すること

カ 日本赤十字社北海道支部

- (ア) 医療班の出動による医療の実施に関すること
- (イ) 救援物資の調達、供与に関すること

キ 根室市外三郡医師会

- (ア) 医療班の出動による医療の実施に関すること
- (イ) 医療施設の確保に関すること

2 対策計画

(1) 集団的救急医療体制

ア 町の医療機関のみでは救急医療対策が困難であると町長が認めたときは、日本赤十字社北海道支部及び根室市外三郡医師会、知事に対して救援を要請し、災害救急医療隊を編成し、救急医療にあたるものとする。

道は、災害急性期（発災後概ね48時間以内）においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）を被災地に派遣する。

なお、根室市外三郡医師会の出動要請については、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づいて出動要請を行うものとする。

[資料編 協定3 災害時の医療救護活動に関する協定書]

イ 要請する場合は、次の事項を通知する。

- (ア) 災害の発生の日時、場所、原因及び状況
- (イ) 出動の時期及び場所
- (ウ) 出動を要する人員及び資機材
- (エ) その他必要な事項

(2) 災害情報通報伝達

通信連絡の方法は、「本編 本章 第2節 災害通信計画」の定めるところによるものとし、各関係機関の有する専用通信施設及び移動無線機等を活用して有効な通信体制の確保を図り、迅速かつ的確な救急医療措置を講ずることとする。

(3) 自衛隊の応援要請

傷病者及び救出を要する住民が多数に及ぶとき、また緊急に救急医療物資の輸送を必要としたときは、直ちに知事（根室振興局長）あてに自衛隊の応援を要請するものとする。

(4) 経費の負担及び損害補償

ア 経費の負担区分

(ア) 町

町長が対策を実施する責務を有する災害において出動した医師等に対する実費弁償及び損害補償は、町が負担するものとする。

(イ) 道

救助法が適用された災害において出動した医師等に対する実費弁償及び損害補償は、その適用の範囲において道が負担するものとする。

(ウ) 企業体等

企業等の施設内に発生した災害において出動した医師等に対する実費弁償及び損害補償は、当該施設の事業主又は管理者あるいは災害発生の第1原因者が負担するものとする。

イ 実費弁償

要請に基づき出動した医師等に対する手当では、救助法施行令第11条の規定に基づき知事が定めた額、若しくは基本法の規定に準じた額に従って、また救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料、医療器具の消耗破損についてはその実費をそれぞれ経費の負担区分により弁償するものとする。

なお、医師会に係る費用弁償は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づいて行うものとする。

ウ 損害補償

救急医療活動のため出動した医師がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、また廃疾となったときは、これによって受ける損害を、また救急医療活動のため出動した医師に係わる物件がそのために損害を受けたときは、その損害の程度に応じた額をそれぞれ経費の負担区分により補償するものとする。

(5) 救急医療活動報告書の提出

「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づいて行うものとする。

第3 医療救護及び助産体制

1 医療及び助産の対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者及び災害発生の日前後1週間以内の分娩者で、現に助産を必要としていながら災害のため助産の途を失った者とする。

なお、医療及び助産の対象者は所管の有無を問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し、本部長へ通知しなければならない。

通知を受けた本部長は、直ちに医師、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保手配等必要な措置を講ずるよう、関係班に指示する。

2 医療救護所

応急医療及び助産等を行うため、安全が確保されている公共施設等を医療救護所に指定し、必要な配備を行う。この場合、地域住民への周知は迅速かつ的確に実施するものとする。

[資料編 資料23 医療救護所一覧]

3 医療班の編成

災害により、医療救護所が設置された場合、又は巡回診療の必要が有る場合は知床らうす国民健康保険診療所病院を主体に医療班を編成し、応急救護にあたる。

また、町長は、必要に応じ、根室市外三郡医師会及び日赤病院、国、道立病院に対して応援を要請する。

4 医療品等の確保

医療品、衛生機材の調達は、町内医療機関からの一時借入れ及び町内等の販売業者から購入するものとするが、これらの方法で確保することが困難な場合は、町長は知事に対し斡旋、提供を要請するものとする。

5 患者の移送

傷病患者の移送は、現地での応急処置の後最寄りの病院に移送するものとするが、専門的治療が必要で町外病院への移送は、医師による患者の容体の判断、道路の状態等を検討し、適切な方法で移送することとする。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ、北海道消防防災ヘリコプターの出動要請をするものとする。

6 医療、助産の基準及び経費

(1) 医療班が行う医療の範囲は、次のとおりとする。

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(2) 医療班が行う助産の範囲は、次のとおりとする。

- ア 分娩の介助及び分娩前後の処置
- イ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

(3) 医療及び助産に要する費用は、町の負担とする。

7 医療関係機関の状況

町内医療機関の現状は、資料編に掲載する。

[資料編 資料 24 町内・町外医療機関一覧、医療薬品取扱機関]

第4 被災者の健康管理指導の実施

避難場所等での、健康管理指導は、医療班、保健所、病院との連絡調整を行い、次のとおり実施するものとする。

- 1 災者（特に高齢者、乳幼児、妊婦）の健康状態の把握
- 2 トイレ、手洗い等の生活環境の整備や消毒方法
- 3 インフルエンザ等感染症の予防及び患者発生時の収容等の連絡調整
- 4 疾病のある人への治療継続、悪化防止への対応（高血圧、糖尿病、精神疾患、歯科等）
- 5 車中で避難している被災者の健康状態の把握及び健康障害の予防
- 6 その他必用な事項

第5 救護班の活動状況等の記録

救護班の活動状況等について次により記録しておかなければならない。

- 1 [資料編 資料 25 救護班活動状況（様式1）]
- 2 [資料編 資料 26 診療所医療実施状況（様式2）]
- 3 [資料編 資料 27 助産台帳（様式3）]

第11節 防疫計画

災害発生地域において、発生が予想される感染症の予防を図るための防疫の方法等は本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

- 1 被災地における防疫は、町長（保健福祉班及び環境生活班）が知事の指導、指示に基づき実施するものとする。また、根室振興局保健環境部の指導のもと、避難所において住民に対する保健指導等を実施する。
- 2 災害による被害が甚大で、町のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは知事の応援を得て行うものとする。

第2 防疫の種別と方法

1 消毒活動

町長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号。以下「感染症法」という）第27条の第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき所要の薬剤を算出し、速やかに消毒活動を行うものとする。

- (1) 浸水地域においては浸水家屋、道路側溝その他不衛生な場所の消毒を被災後直ちに実施する。
- (2) 避難場所等の便所、その他不衛生な場所の消毒。
- (3) 井戸の消毒（必要箇所）。
- (4) 状況によって、又は知事の指示があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所定量を確保し、速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。

2 各世帯における消毒

家屋周辺の清潔及び消毒は原則として、各世帯において実施するものとする。

なお、床上浸水地区に対しては、被災後各戸に消毒剤を配付し、床、壁の洗浄、便所の消毒、手洗い設備の設置、その他不衛生な場所の消毒等について指導を行う。

3 避難場所等の防疫指導

町長は、避難場所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

(1) 健康調査等

避難者に対しては、少なくとも一日に一回検疫調査を実施するものとし、調査の

結果、検便等による健康診断を行う必要がある場合は、保健所に連絡し健康診断を受けさせるものとする。

(2) 消毒の方法

避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導するとともに、必要があるときは、衣服等のほか便所、炊事場、洗たく場等の消毒を行う。また、消毒剤を適当な場所に配置する。

(3) 給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従するものとする。また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の処理についても十分な衛生処理の徹底を図る。

(4) 飲料水等の管理

飲料水については、水質検査を実施するとともに、食器等を使用の都度、消毒させるものとする。

4 保健衛生対策

生活環境の悪化による被災者の健康状態変化に対応するため、保健福祉班は、被災者が健康的な生活を送れるよう支援するものとする。

(1) 保健福祉班による健康相談（巡回）の実施

ア 保健福祉班は、災害の状況に応じて、被災地区の収容避難施設、仮設住宅等を巡回し、健康相談、保健指導等を行うとともに収容避難施設等の衛生維持に努める。

イ 保健福祉班は、巡回健康相談が効果的、効率的に実施できるよう巡回計画をたてる。

(2) 巡回健康相談・保健指導

巡回健康相談にあたっては、被災者の健康の確保を図るため、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、医療救護、防疫対策、栄養指導及び福祉関係者等は、相互に連絡調整を図り、被災者に対し適切な処置を行う。

ア 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等、災害時要援護者の健康状態の把握と保健指導

イ 結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導

ウ インフルエンザや感染症予防の保健指導

エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導

オ 不安の除去等のメンタルヘルスへの対応

カ 口腔保健指導

(3) 避難施設等の衛生指導

収容避難施設、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者への指導等を行うとともに、生活環境の維持に努める。

ア 食生活の状況把握と指導（食中毒の予防等への対応）

イ 衣類、寝具の清潔の保持

ウ 身体の清潔の保持

エ 室温、換気等の環境の保持

オ 睡眠、休養の確保

カ 居室、便所等の清潔の保持

キ プライバシーの保護

5 臨時予防接種

町長は、知事の指示を受け、感染症の発生を予防するため、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施するものとする。

6 生活用水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ過機によりろ過水等、実情に応じ供給する。特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。

なお、供給量は1日1人あたり約20リットルとすることが望ましい。

7 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について、十分に指導を徹底させる。

第4 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施する。また、町長は、必要に応じ、町内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。

1 ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立て等、衛生的に処分する。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。

2 し尿

し尿は、できる限り、し尿処理施設を利用する等の方法により、不衛生にならないよう処分する。

第5 家畜防疫

1 実施責任

被災地の家畜防疫は知事が行う。

2 実施の方法

(1) 家畜防疫の実施

ア 緊急防疫の実施

根室家畜保健衛生所長は、家畜伝染性疾病防疫上必要があると認めるときは、予防液を緊急確保するとともに、必要に応じ家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）を適用し予防注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導する。

イ 緊急防疫用資材等の確保

根室家畜保健衛生所長は、緊急防疫用資材等の確保に努める。

ウ 畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等

根室家畜保健衛生所長は、家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の消毒の励行を指導するとともに必要と認める地域については、家畜伝染病予防法を適用して消毒又は有害昆虫の防除を実施する。

エ 家畜衛生車の被災地への派遣

根室家畜保健衛生所長は、災害発生時に家畜衛生車の出動を指示し、必要に応じ被災地に派遣し、防疫にあたる。

(2) 家畜の救護

根室振興局長は、町、農業共済組合、家畜診療獣医師等と協力し、家畜救護にあたる。

第6 防疫資機材の調達

災害時において、根室家畜伝染病自衛防疫推進協議会及び根室振興局保健環境部並びに近隣市町村より借用するものとする。

第12節 災害警備計画

住民の生命、身体及び財産を保護し、並びに公共の安全と秩序を維持するための中標津警察署（以下「警察署」という。）が実施する災害警備についての計画は、以下のとおりとする。また、羅臼海上保安署が実施する警戒及び警備についての計画は、北海道地域防災計画に定めるところによるもののほか、本計画の定めるところによるものとする。

第1 災害等に関する警察署の任務

警察署は、管内の防災関係機関と緊密な連携のもとに災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体及び財産を保護し、並びに公共の安全と秩序を維持することを目的として、総合的な警察活動を行うことを任務とする。

第2 災害における警備体制の確立

警察署における災害警備体制は、発生した災害の規模、態様に応じて、別に定めるところにより、災害警備本部、又は災害警備対策室を設置するものとする。

第3 災害警備

災害発生時における警察活動は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- 1 情報の収集及び報告
- 2 被害の実態把握
- 3 被災者の救出救助
- 4 危険地域における住民等の避難誘導
- 5 緊急交通路の確保
- 6 気象予報及び警報の伝達
- 7 被害の拡大防止
- 8 行方不明者の捜索及び死体の検視
- 9 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒
- 10 危険物に対する保安対策
- 11 不法事案の予防及び取締り
- 12 広報活動
- 13 防災関係機関が行う防災業務に対する協力

第4 町長の事前措置に関する事項

1 町長が行う警察官の出動要請

町長は、基本法第58条に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請するものとする。

2 町長の要請により行う事前措置

警察署長は、町長から、基本法第59条に基づいた要求があったときは、同法第1項に規定する指示を行うことができる。

この場合において、同法に規定する指示を行ったときは、直ちに、その旨を町長に通知するものとし、町長が当該措置の事後処理を行うものとする。

3 避難行動要支援者名簿の作成及び提供

町長は、基本法第49条の十乃至十三に定められた避難行動要支援者に対する必要な措置を実施し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、町防災計画が定めるところによる避難支援等関係者に作成した名簿情報を提供するものとする。

第5 災害時における災害情報の収集に関する事項

1 警察署長は、必要がある場合には町長その他関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集するものとする。

警察が収集する災害情報は、概ね次のとおりとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害が発生した日時、場所、又は地域
- (3) 当該地域の気象情報
- (4) 被害の概要及び主要被害の状況
- (5) 主要交通機関の被害状況及び復旧状況
- (6) 警察機関の被害状況
- (7) 治安状況

2 警察署は、収集した災害情報を、必要と認められる場合には、町長その他の関係機関に通報するものとする。

3 警察署長は、必要があると認められる場合は、関係機関に災害要員（リエゾン）を派遣するものとする。

第6 避難に関する事項

1 警察官は、基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難の指示を行うものとする。

この場合において、警察官がとった処置について、順を経て報告するものとする。

2 前号の場合においては、町防災計画に定める避難先を指示するものとする。ただし、災害の種別、規模、現場の状況等により町防災計画により難しい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。

この場合において、警察署長は速やかに町長に対して通知するものとし、当該避難先の借上げ、給食等は町長が行うものとする。

3 警察官が、基本法第61条の避難の指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 避難すべき時期
- (2) 避難すべき理由
- (3) 避難先における給食等の準備状況

4 避難誘導にあたっては、町災害対策本部、消防機関と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等にあたる。

第7 救助に関する事項

- 1 警察署長は、生命、身体が危険な状態にある被災者の救出救助を実施する。
また、町長等災害救助の責任を有する機関と協力して、被災者の救出、負傷者及び疾病にかかった者の応急救護に努めるとともに、状況により知事（根室振興局長）又は町長の行う災害活動に協力するものとする。
- 2 警察署長は災害が発生し、必要があると認められた場合は、災害現場にある消防機関等と協力して、危険箇所の監視及び警らを行い、被災者の発見に努めこれを救出するものとする。

第8 応急措置に関する事項

- 1 警察署長は警察官が基本法63条第2項に基づき、警戒区域の設定を行った場合は直ちに町長に通報するものとする。
警戒区域を設定し、通知を行った場合等の事後措置は町長が行うものとする。
- 2 警察署長は警察官が基本法第64条第7項、9項及び第65条第2項に基づき、応急公用負担（人的、物的公用負担）を行った場合、直ちに町長に通知するものとする。この場合の損失の補償等の事後処理については町長が行うものとする。

第9 緊急輸送車両の交通確保

- 1 北海道公安委員会は、基本法第76条に基づき、災害が発生し、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域、又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。
- 2 町長は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、事前届出を積極的に行うこと。
- 3 災害時において、交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書を当該車両に備えるものとする。

第10 緊急輸送のための交通規制

- 1 警察署長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるときは、通行を禁止し、又は制限するものとする。
- 2 交通規制を実施するときは、次の方法により実施する。
 - (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
 - (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

第11 通信計画に関する事項

- 1 警察署長は、現有通信施設等を適切に運用し、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。
- 2 町長は、基本法第57条及び第79条の規定により、緊急を要し、特に必要であると認めるときには、警察通信施設を利用することを求めることができる。
この場合の手続きは、あらかじめ協議しておくものとする。

第12 災害時における広報に関する事項

警察署長は、風水害等各種災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と緊密な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制その他警察措置に関する事項について迅速な広報に努める。

第13 羅臼海上保安署

羅臼海上保安署は、海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 巡視船艇・航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防及び取締りを行う。
- 2 巡視船艇・航空機により、警戒区域の警戒を行う。
- 3 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

第13節 交通応急対策計画

災害時の交通の混乱を防止し、被災者の輸送応急対策に必要な機材、物資の輸送路の確保を図るため、必要に応じて次の措置を取るものとする。

第1 交通応急対策の実施

1 町

町が管理する道路で災害が発生した場合は、道路の復旧に努めるとともに、道路構造物の保全確保と交通の危険を防止するために必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限することができる。この場合、迂回路等を的確に明示し、交通の確保に努め、住民への周知を行う。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

2 根室北部消防事務組合消防本部及び羅臼消防署

(1) 消防職員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(2) 消防職員は、前記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

3 警察署

(1) 警察署長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるときは、通行を禁止し、又は制限するものとする。

(2) 交通規制を実施するときは、次の方法により実施する。

ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。

イ 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

4 北海道公安委員会（北海道警察）

(1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全及び円滑化を図るため必要があると認めるとき、及び災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を

第5章 災害応急対策計画

指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

(2) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(3) 警察官は、前記(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

5 第一管区海上保安本部及び羅臼海上保安署

海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の指導等を行う。

6 北海道開発局（釧路開発建設部中標津道路事務所）

一般国道（指定区間内）の路線に係る道路を保全し、又は交通の危険を防止するため、必要と認められるときは、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

この場合、迂回路等を的確に明示し、交通の確保を図る。

7 道（釧路総合振興局釧路建設管理部）

(1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努める。

(2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。

(3) 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、ガソリン等について、町長等の要請に基づきあっせん及び調達を行う。

8 自衛隊（災害派遣部隊）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいなくときに次の措置をとることができる。

(1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること

(2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること

(3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること

9 一般社団法人北海道警備業協会

災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について「災害時における交通誘導業務等に関する協定」等により関係機関の支援を行う。

第2 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会は、相互に緊密な連携を図るとともに、防災関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により、交通規制を実施する。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

第3 海上交通安全の確保

第一管区海上保安本部及び羅臼海上保安署は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。
- 2 海難の発生、その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- 3 海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告することができる。
- 4 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- 5 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第4 緊急輸送のための交通規制

北海道公安委員会は、基本法第76条に基づき、災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、予め当該道路管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、予め通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

2 緊急通行車両の確認手続

(1) 知事（根室振興局長）又は北海道公安委員会は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行う。

(2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道（根室振興局長）又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

(3) 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、車両毎に「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(4) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行う。

(ア) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

(イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項

(ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

(エ) 災害を受けた児童生徒の応急の教育に関する事項

(オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

(カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

(キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

(ク) 緊急輸送の確保に関する事項

(ケ) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用を使用される車両、又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両とする。

(5) 事前届出制度の普及等

町、道及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑

に交付されるよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

3 通行禁止又は制限から除外する車両

北海道公安委員会は、業務の性質上、道民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。

(1) 確認手続

ア 北海道公安委員会は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行う。

イ 確認場所

規制対象除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、車両毎に「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(2) 規制対象除外車両等

ア 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

イ 報道機関の緊急取材のために使用中の車両

ウ 他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両

エ 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ当該目的のため使用中のものであること

(ア) 道路維持作業用自動車

(イ) 通学通園バス

(ウ) 郵便物の収集又は配達のため使用する車両

(エ) 電報の配達のため使用する車両

(オ) 廃棄物の収集に使用する車両

(カ) 伝染病患者の収容又は予防のため使用する車両

(キ) その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

第5 緊急輸送道路ネットワーク計画

地震をはじめとする災害発生時においては、緊急輸送を円滑かつ確実に実施できる道路が必要であり、それらの道路については耐震性が確保されているとともに、ネッ

トワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、道等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な道路（以下、本節で「緊急輸送道路」という。）を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおり。

1 計画内容

(1) 対象地域

道内全域

(2) 対象道路

既設道路及び概ね平成27年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて緊急河川敷道路、臨港道路等を含めている。

2 緊急輸送道路の区分

道では、災害時に輸送路を確定するため、第1次輸送確保路線、第2次輸送確保道路及び第3次輸送確保道路を指定している。

本町においては、次のとおり輸送確保路線として指定しているため、優先的に早期復旧が図られることとなる。

<緊急輸送路線>

第1次輸送確保路線	広域的な輸送に必要な主要幹線道路
第2次輸送確保路線	町役場等の主要な拠点と接続する幹線道路
第3次輸送確保路線	上記以外の道路で避難場所等をネットワークするなどの重要な道路

3 町の対応

町は、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、町役場及び避難場所等を結ぶ道路網を主体とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワーク整備を推進する。

また、災害時における円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、中標津警察署と連携のもと、「本編 本章 第25節 障害物除去計画」により、該当する緊急輸送道路の障害物等の除去を早急に行い、適切な幅員の確保に努める。

第6 応急復旧

道路管理者は災害応急対策に要する輸送を円滑に実施できるよう、道路橋梁等を速やかに復旧するよう努めるものとし、重要かつ緊急を要する場合で自己の能力では復旧が困難であるときは、他の道路管理者の応援協力を求め、なおかつ困難なときは、町長は知事に対し自衛隊の派遣要請を求めるものとする。

第14節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下、本節で「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実にを行うための方法及び範囲等は、本計画に定める。

第1 実施責任

1 町

災害時の輸送の統括は、町長（建設水道班、総務班）が行う。

2 北海道運輸局

鉄道、軌道及び自動車輸送並びに海上又は港湾運送等の調整及び確保を図る。

3 日本通運株式会社

自動車による輸送を実施する。

4 道

知事は、災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があるときは、運輸局又は第一管区海上保安本部に輸送の措置を要請する。

5 北海道バス協会、北海道トラック協会、運送事業者等

北海道運輸局長からの要請、又は災害事態が急迫し、北海道運輸局長からの輸送の措置を待ついとまのない場合において、知事から要請のあったとき、緊急輸送を実施する。

第2 輸送の範囲及び順位

災害時における輸送の範囲は、概ね次に掲げるものとし、住民の生命及び身体の保護に直接に関わるものを最優先する。

輸送の順位としては、種類、数量、緊急度及び交通施設の状況等を勘案して、①人命の安全、②被害の拡大防止、③応急対策の円滑な実施の順に配慮しながら行う。

- 1 被災者を避難させるための輸送
- 2 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- 3 被災者救出のための必要な人員、資機材等の輸送
- 4 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送
- 5 救援物資の輸送
- 6 行方不明者の捜索及び遺体収容処理のための輸送
- 7 その他特に必要とする輸送

第3 輸送の方法

災害時の輸送は、災害応急対策実施責任機関が保有する車両、船舶、航空機等の使用、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。

1 町

(1) 陸上輸送

各班で車両を必要とするときは、総務班に配車の要請を行い、要請を受けた総務班は災害の状況を勘案して迅速かつ適切な配車を行うこととする。

ただし、災害に規模等により、町有車両等のみでは輸送することができないと認めるときは、必要な車両を確保するため他の機関又は民間車両の借り上げを行う。

(2) 空中輸送

陸上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合、又は緊急輸送の必要がある場合は、「第4章 第8節 ヘリコプター等活用計画」及び「本章 第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画計画」に定めるところにより、航空機等を利用した輸送を行う。

(3) 人力輸送

災害の状況により、車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者により輸送を行う。

なお、労務者の雇用については「本編 第5章 第32節 労務供給計画」に基づき行う。

(4) 海上輸送

陸上輸送が困難な場合又は、海上輸送の方がより効果があると認められるときは、羅臼海上保安署、民間漁船等の応援を求めるものとする。

なお、本町の羅臼漁港は、防災拠点漁港として整備されており、この防災拠点漁港は、輸送計画の根幹をなすものであるとともに、町外を含む一定の地域の中にあり、他の漁港等とのネットワーク形成に伴い、その防災拠点漁港としての機能を果たすものである。

2 北海道運輸局

災害応急対策実施責任者からの要請があった場合において、災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があり、かつその運送を実施する者がいない場合、又は、著しく不足する場合は、自動車運送事業者に対し運送を命じる等、必要な措置を講ずる。

3 道

知事は、災害の救助その他の公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、北海道運輸局及び道内各空港事務所に対し、輸送の措置を要請する。

その他特別な理由がある場合は、鉄道事業者、自動車運送事業者に対し、運送を命じるための必要な措置を講ずる。

4 運送事業者等

自動車運送事業者は、天災事変その他止むを得ない理由により運送に着手し、又はこれを継続することができない場合を除き、災害応急対策実施責任者の輸送に協力する。

第4 輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次による。

1 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時輸送

国の機関が行う災害時輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

2 要請により運送事業者が行う災害時輸送

輸送計画に基づき、知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時輸送を要請した知事が支払う。

なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令に定める。

3 実施状況の記録

緊急輸送を実施した場合は、その状況を記録しておく。

[資料編 資料28 輸送記録簿]

第15節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給に関する計画は、次のとおりである。

第1 実施責任者

- 1 町長（保健福祉班）が実施する。
- 2 災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、災害救助法第13条第1項の規定により委任された場合は町長が行う。

第2 供給の対象者

- 1 避難所等に収容された者
- 2 住家が被害を受けて炊事のできない者
- 3 住家が被害を受け、一時縁故先へ避難する者
- 4 災害地において応急作業に従事している者

第3 供給品目

供給品目は、原則として米穀とし、実情に応じて乾パン、麦製品、缶詰、インスタント食品等とする。

第4 食料の調達供給方法

1 米穀

米穀の調達は、卸売業者または町内の小売店から購入して行うものとするが、応急用米穀類等を町内で確保できないときは、その確保について振興局長を通じ知事に要請するものとする。

なお、政府米の知事への緊急引き渡し手続きについては、農林水産省総合食料局が別に定めるところによる。

米穀卸売業者は、次のとおりである。

<米穀卸売業者>

業 者 名	所 在 地	連 絡 先
釧根食糧(株)中標津支店	中標津町西12条北12丁目	0153-72-2173(代)
ホクレン中標津支所	中標津町東6条南1丁目	0153-72-2165(代)

2 乾パン

炊出しにいたるまでの応急用として、知事に要請し、政府保有の乾パンの引き渡しを受けるものとする。

3 麦製品等

町内業者から調達する。

ただし、町において調達が不可能である場合、または必要数量を満たし得ぬ場合は、知事にその斡旋を依頼するものとする。

4 副食及び調味料

町長は、副食及び調味料の調達は、卸売業者または町内の小売業者から購入して行うものとする。但し、町において調達が困難な場合または必要数量を満たし得ない場合にあっては、根室振興局長を経由して知事に対してそのあっせんを要請する。

5 乳児食の調達

乳児に対する食料は、人工栄養を必要としその確保が困難なものに対して、実情に応じて町内業者から調達し、支給するものとする。

第5 炊出し計画

1 炊出し施設

羅臼町教育委員会学校給食施設で行う。

2 業者からの購入

町において炊出しが困難な場合または必要数量を満たし得ない場合は、炊出し準備を明示し、業者から購入し配給する。

第6 食料の輸送

食料の輸送は、「本編 第5章 第14節 輸送計画」の定めるところによる。

第7 食料の配布

- 1 被災者に対する食料の配布は、原則として避難所等において実施する。
- 2 食料を必要とする自宅残留者等については、最寄りの避難所等において配布する。
- 3 食料の配布については、自主防災組織等の協力により公平かつ円滑に実施する。

第8 備蓄調達

- 1 食料の調達は、原則として町内業者からの調達によるが、災害時の初期応急対策に対応できる一定の数量を町において備蓄するものとする。
また、住民に対し最低3日程度の食料及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発を行う。
- 2 緊急備蓄に備え、事前に町内業者等と協議し、速やかなる対応が可能となるよう、調達先を定め、災害に備えるものとする。

第9 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

第10 炊出しの供与状況の記録

炊出しを実施した場合は、炊出し供与状況により記録しておかなければならない。

[資料編 資料 29 炊き出し給与状況]

第16節 給水計画

災害により、水道施設その他の給水設備等が被災し、住民が飲料水を得ることができなくなるとき、必要最小限の飲料水を供給して、生活の保護を図るために行う応急給水は、次に定めるところによる。

第1 実施責任者

1 町

町長（建設水道班）は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、住民の生活用水（主に飲料水）及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

ただし、救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が行う。

(1) 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

(2) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、受水槽、防火水槽等の水を滅菌して供給するものとする。

(3) 給水資機材の確保

町は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車及び消防タンク車等を所有機関に要請して、給水にあたるものとする。

2 道

町の水道施設等が被災し広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て、応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の調達の調整、給水開始の指導を行う。

第2 給水対象者

- 1 災害のため飲料水を得ることができない者。
- 2 対象地区の範囲については、各班の被害状況調査、復旧状況及び住民情報を基に決定する。

第3 給水の実施

1 給水の方法

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水資器材（給水タンク車・消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送のうえ、住民に給水する。

この場合、消防タンク車等の使用にあたっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

第5章 災害応急対策計画

(2) 家庭用井戸水等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めるときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

第4 給水応援の要請

町長は、自ら行う飲料水の供給を実施することが困難な場合は、自衛隊、道又は他市町村への飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。(自衛隊派遣要請については、第5章 第6節 「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」参照)

第5 住民への周知

給水の実施にあたっては、給水時間、給水場所、給水方法を事前に広報車、防災行政無線等により住民に周知する。

第6 給水施設の応急復旧

医療用施設等、民生安定と緊急を要するものから優先的に給水指定業者の協力を得て応急復旧を行う。

第7 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

第8 給水の記録

給水を実施した場合は、記録しておかなければならない。

[資料編 資料30 飲料水の供給簿]

< 主要水道施設に貯水されている飲料水 >

施設名	場 所	有効容量 (m ³)
湯ノ沢浄水場	羅臼町湯ノ沢町	3, 6 5 3. 0 m ³
八木浜配水地	羅臼町麻布町 5 8	1, 0 0 0. 0 m ³
峯浜簡易水道	羅臼町峯浜国有林 118 林班る小班	1 8 0. 0 m ³
峯浜簡易水道配水地	羅臼町峯浜町 4 8 2 番地 2	9 6. 0 m ³
岬簡易水道	羅臼町岬町 1 5	8 0. 0 m ³
計	5 箇所	5, 0 0 9. 0 m ³

第17節 衣料・生活必需物資供給計画

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失または棄損し、直ちに日常生活を営む事が困難な者に対して、急場をしのぐ程度の衣料品及び生活必需品を給与または貸与し、一時的に被災者の生活を確保するための計画は、次に定めるところによる。

第1 実施責任者

1 町

救助法が適用された場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需物資の給与または貸与は、町長（保健福祉班）が知事の委任により実施する。なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の給与には、町長がその都度実施する。

(1) 物資の調達、輸送

ア 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 地域内において調達が不能となったときは、道に協力を求めることができる。

ウ 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

2 道

知事は、災害時における災害救助用物資について、町長の要請に基づき、あつせん及び調達を行う。

なお、町における物資が不足し災害応急対策を適確に行うことが困難であると認めると、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず物資を確保し輸送する。

また、災害時に備え、生活必需品を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう、事前に連絡調整を行う。

町長に物資を配分速達するときは配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給与又は貸与するよう指導する。

(1) 避難行動要支援者に配慮した物資の備蓄

社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

ア 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。

イ 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

3 指定地方行政機関

法令等の定めるところにより、被災者への物資供給を図る。

経済産業省が救援物資の供給・確保を緊急に行う必要が生じた場合には、町等と十分連絡をとりつつ、被災地の物資調達状況を、供給・確保後はその到着状況等について確認する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

法令等の定めるところにより、被災者への物資供給を実施する。

第2 実施の方法

1 給（貸）与の方法

- (1) 町長は、被災世帯調査結果に基づき、救助物資購入（配分）計画をたてるものとする。

[資料編 資料 31 被災世帯調査表（様式1）]

[資料編 資料 32 物資購入（配分）計画表（様式2）]

- (2) 町長は、調達物資を物資受払簿により整理のうえ、物資給与及び受領簿により被災者に給（貸）与するものとする。

なお、救助法による救助物資とその他義援物資とは、明確に区分し、処理するものとする。

[資料編 資料 33 物資受払簿（様式3）]

[資料編 資料 34 物資給与及び受領書（様式4）]

2 給（貸）与の対象者

- (1) 災害により住家に被害を受けた者（住宅の被害程度は、全壊（焼）、半壊（焼）、流失、埋没、床上浸水）とする。
- (2) 災害により被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家具等を喪失したもの。

第3 調達の方法

1 物資調達の方法

救助法の適用の有無にかかわらず、世帯構成員別被害状況を把握のうえ物資購入（配分）計画書を作成し、調達するものとする。

- (1) 世帯構成員別被害状況
- (2) 資購入（配分）計画書

2 給（貸）与物資の種類

- (1) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- (2) 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、靴下、傘等）
- (5) 炊事道具（茶碗、皿、箸等）
- (6) 日用品（石けん、チリ紙、歯ブラシ、歯磨粉等）
- (7) 光熱材料（マッチ、ローソク等）

3 備蓄品調達方法

- (1) 必要な物資については調達までの時間等を考慮し、応急的に対応できるだけの一定数量は町において備蓄保管するものとする。
- (2) 日本赤十字社北海道支部根室地区羅臼分区は、毛布及び日用品セットを備蓄しており、必要なときは日本赤十字社北海道支部根室地区羅臼分区長に要請をする。

第4 生活必需物資の確保

災害応急対策実施責任者は、その所掌する物資供給に必要な数量の確保を図るものとし、関係する卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、またはあつせんを求めるものとする。

第5 給（貸）与の方法

町長は、調達物資の受払い状況を明確にし、給（貸）与については、前項の物資購入（配分）計画書に基づき自主防災組織等の協力を得て迅速かつ的確に行うものとする。

第6 地区別取扱責任者

町長は、物資の給（貸）与を迅速に実施するため、地区毎に取扱責任者を定めて行うものとする。

第7 費用の限度及び期間

災害救助法の基準による。

第8 物資の給与状況の記録

物資を給与した場合は、物資の給与状況により記録しておかなければならない。なお、災害救助法による救助物資とその他義援金とは明確に区分して処理する。

第18節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPG（液化石油ガス）を含む）の供給については、本計画に定めるところによる。

第1 実施責任

1 町

町長（総務班）は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

また、災害対策上重要な施設、避難所等、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努める。

- (1) 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。
- (2) 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定める。
- (3) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- (4) LPG（液化石油ガス）については、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に応急復旧できるよう連絡調整を行う。

2 道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、町長の要請に基づき、あっせん及び調達を行う。

また、町の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう、連絡調整を行う。

第2 石油類燃料の確保

- 1 災害応急対策実施責任は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又はあっせんを求める。
- 2 知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又はあっせん依頼を行う。また、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

[資料編 協定 13 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定（釧根地方石油業協同組合）]

[資料編 協定 14 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定（北海道エネルギー株式会社根室販売支店羅臼SS）]

第19節 電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策は、本計画に定めるところによる。

第1 電力施設と電力供給区域

- 1 本町に該当する北海道電力株式会社の主な施設は、次のとおり。
 - (1) 変電設備
 - (2) 送電設備
- 2 北海道電力株式会社の供給区域は、町を含む、北海道一円である。

第2 応急対策

1 町

町は、北海道電力株式会社からの停電、復旧見込みなどの状況について、住民への広報を行う。

なお、北海道電力株式会社より自衛隊の派遣について連絡を受けた場合は、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づき、知事（根室振興局長）へ派遣要請を依頼する。

2 北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、別に定める「防災業務計画」に基づき、電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るために次の対策を講ずる。

(1) 活動態勢

発令基準に従い準備態勢、警戒態勢及び非常態勢を発令し、体制を整備する。

(2) 情報収集・提供

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、町及び道に連絡する。

(3) 通信確保

本部（本店）、支部（支店及び重要発電所）相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い通信の確保を図る。

なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。

(4) 広報

災害による停電及び使用制限にあたっては、停電状況及び復旧見込等を直接又は報道機関を通じて速やかに周知を図る。

第5章 災害応急対策計画

(5) 要員の確保

各支部（支店）は被害の状況により、要員が不足した場合は、本部（本店）に要員の確保を要請し、本部は要員を融通する。

なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が町長を経て知事（根室振興局長）に要請する。

(6) 資材等の確保

社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、関連工事会社及び東地域の電力各社からの融通等により調達を図る。

なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保について応援を求める。

(7) 応急工事

災害時において、復旧順位、難易及び人員、資材の動員等を考慮して応急工事を行い、極力送電の確保に努める。

第3 電源開発株式会社北海道支店

災害に対処して遺漏のないよう応急措置及び復旧を図るための災害対策組織等を定め、災害対策に必要な措置を講ずるものとする。

[資料編 協定 26 災害時協力協定書（北海道電気保安協会）]

第20節 ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策については、本計画に定めるところによる。

第1 町内のガス会社の名称、所在地、供給区域

町内のガス会社の名称、所在地、供給区域は次のとおりである。

ガス会社名	所在地	連絡先	供給区域
有限会社羅臼プロパン	羅臼町栄町1 1 5 - 7	87-2530	羅臼町全域
有限会社山崎孝商店	羅臼町知昭町1 1 - 1	88-2211	羅臼町全域
原田燃料	羅臼町栄町1 0 0	87-2672	羅臼町全域

第2 協力体制の確立

災害によりガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、L Pガス事業者等に対する協力体制を確立する。

第3 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、供給再開時の事故を防止するための周知を行う。

[協定11 災害等の発生時における羅臼町と北海道エルピーガス災害対策協議会の
応急・復旧活動の支援に関する協定]

第21節 上水道施設対策計画

災害時の上水道施設の応急復旧対策に関する計画は、次に定めるところによる。

第1 上水道施設

1 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者である町（建設水道班）は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

2 広報

水道事業者である町は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第2.2節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急対策は、本計画の定めるところによる。

第1 災害の原因及び被害種別

1 災害の原因

暴風、竜巻、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象
豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水
波浪
津波
山崩れ
地すべり
土石流
崖崩れ
落雷
火山噴火

2 被害種別

路面及び路床の流失埋没
橋りょうの流失
河川の決壊及び埋没
堤防の決壊
海岸線の浸食
水道管の破損被害による漏水
下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場の冠水

第2 実施責任者

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外のものにより実施する。

第3 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

1 応急措置の準備

- (1) 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達に努める。
- (2) 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して応急対策の万全を期する。

2 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認める場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し又は、道、近隣市町村、関係機関、自衛隊等の協力を求める。

3 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により、前2定めるところじ順じ、応急復旧を実施するものとする。

第4 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画等の定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、円滑に実施されるよう協力する。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第23節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下、本節で「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下、本節で「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を図る。

第1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

2 危険度判定の支援

知事は町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下、本節で「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地毎に調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

図表 被災宅地の危険度判定結果の表示

区 分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示
要注意宅地	黄のステッカーを表示
調査済宅地	青のステッカーを表示

第4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下、本節で「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

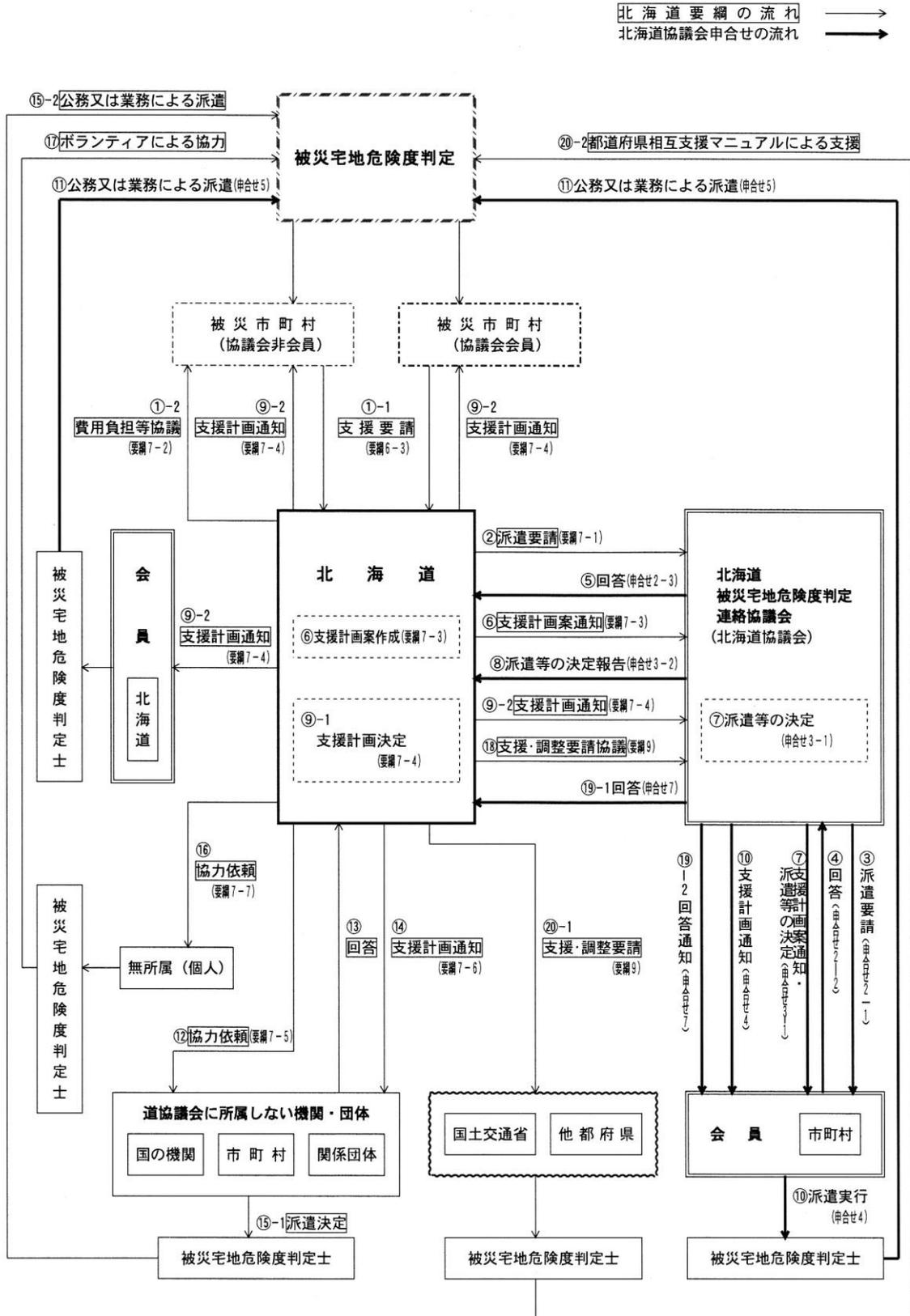
- 1 宅地に係る被害情報の収集
- 2 判定実施計画の作成
- 3 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- 4 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- 5 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

第5 事前準備

町及び道は、災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき、次に努める。

- 1 町と道は相互支援体制を構築し、連絡体制を整備する。
- 2 道は国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）、及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
- 3 道は町及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- 4 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

図表 被災宅地危険度判定実施の流れ図



第24節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住することができなくなった世帯に対する住宅対策（応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理）は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

災害のため住宅に被害を受け、自己の資金により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。また、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）については原則として知事が行うが、知事からの委任を受けた場合は町長（建設水道班）が行う。

第2 実施の方法

1 避難所の設置

町長は、必要により、住家が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。（「第5章 第5節 避難対策計画」参照）

2 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、予め体制を整備する。

3 応急仮設住宅

災害のため住家が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、必要に応じ応急仮設住宅を建設する。救助法が適用された場合における基本的な事項は次のとおりである。

（1）入居対象者

次のいずれも該当しなければならない

- ア 住家が全焼、全壊、又は流出した者であること
- イ 居住する住居がない者であること
- ウ 自らの資力では住宅を確保することができない経済的弱者で、次に該当する者であること
 - （ア）生活保護法の被保護者及び要保護者
 - （イ）特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等
- エ その他、町長が特に認めた世帯

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については町長が行うが、選定にあたっては高齢者や重度身体障がい者などの避難行動要支援者を優先するものとする。

(3) 応急仮設住宅の建設

原則として、応急仮設住宅の設置は知事が行う。

(4) 応急仮設住宅の建設用地

道及び町は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、予め把握する。

(5) 建設戸数（借上げを含む。）

建設必要戸数を知事に要請する。

(6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、一戸（室）につき29.7平方メートルを基準とし、構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6戸の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。

但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

但し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに期間を延長することができる

ウ 費用は救助法及び関係法令に定める。

(7) 着工時期

救助法が適用された場合は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずる。

(8) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は町長に委任される。

(9) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理にあたっては、安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

4 平常時の規制の適用除外措置

道及び町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

5 住宅の応急修理

(1) 応急修理対象世帯

- ア 住宅が半焼又は半壊し、当面日常生活を営むことができない者
- イ 自らの資力では応急修理ができない者
- ウ その他、町長が特に認めた者

(2) 応急修理実施の方法は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 応急修理の範囲

居室、炊事場、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限度とする。

(4) 費用は、救助法及び関係法令に定めるところによる。

(5) 修理の実施期間

救助法が適用された場合は、災害発生の日から1月以内に完了する。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずる。

6 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次に示す基準に達した場合に、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国から補助を受けて整備し、入居させる。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合

- (ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- (イ) 町内の滅失戸数が200戸以上のとき
- (ウ) 滅失戸数が町内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

- (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- (イ) 滅失戸数が町内の住宅戸数の1割以上のとき

第5章 災害応急対策計画

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は、町が整備し、管理する。但し、知事が道において整備する必要を認めるときは道が整備し、整備後は公営住宅法の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行う。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、概ね次の基準による。

ア 入居者資格

(ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。

(イ) 月収214,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）で事業主体が条例で定める金額を超えないこと。

(ウ) 現に同居し又は同居しようとする親族あること。

(エ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度とする。やむを得ない場合は翌年度とする。

エ 国庫補助

(ア) 建設、買取りを行う場合は、当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3とする。但し、激甚災害の場合は3/4とする。

(イ) 借上げを行う場合は、住宅共用部分工事費の2/5とする。

第3 資材の斡旋、調達

1 町長（建設水道班）は、建築資材等の調達を別に定めておくものとする。

2 町長は、建設資材の調達が困難な場合は、道及び関係機関に斡旋を依頼するものとする。

第4 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、その状況を記録しておく。

[資料編 資料35 応急仮設住宅台帳(様式1)]

[資料編 資料36 住宅応急修理記録簿(様式2)]

第5 住宅の応急復旧活動

町及び道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

第25節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等またはその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 障害物の除去は町長（建設水道班）が行い、災害救助法が適用されたときは、知事の委任により町長が行う。
- 2 道路及び河川に障害をおよぼしているものの除去は、道路法（昭和27年法律第180号）・河川法（昭和39年法律第167号）・その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者が行うものとする。
- 3 災害の規模、障害物の内容等により、各管理者は相互に協力し、障害物の除去にあたる。

第2 障害物の除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行うものとするが、その概要は、次のとおりである。

- 1 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するために必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、または状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行うものとする。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復でなく応急的な除去に限るものとする。

第4 除去した障害物の集積場所

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において、付近の遊休地を利用し集積するものとする。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

第5 除去に必要な機械器具等の確保

町有機械のみでは、障害物の除去を実施することができないときは、町建設業協会等から車両などの機械器具を借り上げて確保するものとする。

第6 費用の限度及び期間

災害救助法の基準による。

第7 障害物除去の状況の記録

障害物を除去した場合は、次により記録しておかなければならない。

[資料編 資料37 障害物除去の状況（様式1）]

第26節 文教対策計画

教育施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

1 学校管理者等

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 児童生徒等の安全確保

ア 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

第2 応急対象実施計画

1 休校措置

(1) 授業開始後の措置

授業開始後において災害が発生し、または予想される気象条件となったときは、各学校長は必要に応じて休校措置をとるものとする。

また、児童・生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させるとともに、必要に応じ教師が引率するなど、児童・生徒の安全保護に努める。

(2) 登校前の措置

登校前に休校措置を決定したときは、地区PTA等を通じて連絡するとともに、ラジオ、テレビ、防災行政無線等を利用し、児童・生徒に周知徹底する。

2 施設の確保と復旧対策

(1) 応急復旧

被害程度により応急修理できる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努める。

第5章 災害応急対策計画

- (2) 校舎の一部が使用不能となった場合
施設の一時転用などにより授業の確保に努める。(特別教室、屋内運動場、講堂等)
- (3) 校舎の大部分または全部が使用不能となった場合
公民館、体育館、町内会館等の公共施設または最寄りの学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。
- (4) 仮校舎の建築
前(1)～(3)において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討するものとする。

3 教育の要領

- (1) 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。
- (2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容や方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。
 - イ 教育活動の場所が公共施設等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。
 - ウ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。(集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。)
 - エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・監督に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。
 - オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。
- (3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をする。

4 教職員の確保

道教育委員会及び町教育委員会は、当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障をきたさないようにする。

5 授業料等の減免、就学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会は必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

6 学校給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。

- (2) 給食用物資が被災したときは、関係機関と連絡の上、応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

6 衛生管理対策

学校が被災者収容施設として使用される場合は、次の点に留意して保健管理をする。

- (1) 校舎内、特に水飲み場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 収容施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

7 教科書、学用品等の調達及び支給

(1) 調達の方法

教科書の調達は、学校別、学年別、使用教科書ごとにその必要を調査し、根室教育局に報告するとともにその指示に基づき、教科書供給店等に連絡し調達するものとする。

学用品の調達は、道教育委員会から送付を受けたものを配布するほか、道の指示により（町内の文房具店から）調達するものとする。

(2) 支給の対象者

家屋が全焼、流失、床上浸水等を受けた児童・生徒で、教科書、学用品を滅失またはき損し、就学上支障のある者に対しては、教科書、学用品を支給する。

(3) 支給の方法

町教育委員会（学務班）は、学校長と緊密な連絡をもとに支給の対象となる児童・生徒の実態を調査把握し、学校長を通じて対象者に支給する。

(4) 費用の限度及び期間

災害救助法の基準による。

(5) 学用品の給与状況

学用品の給与を実施したときは、記録しておかなければならない。

[資料編 資料 38 学用品の給与状況（様式 1）]

第3 文化財保全対策

1 応急措置

- (1) 文化財が被災した場合は、その管理者（または所有者）は、直ちに所管の消防署に通報するとともに被害の拡大防止に努める。
- (2) 管理者（または所有者）は、被害状況を速やかに調査し、その結果を町指定の文化財にあっては町教育委員会へ、国、道指定の文化財にあっては道教育委員会へ報告する。

(3)関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため協力して応急措置を実施する。

2 保全措置

文化財の管理者（または所有者）は防災責任者を定めるなど責任体制を確立し保全に努める。

また、搬入可能な文化財については、性質、保全の知識を有する搬出責任者を定め、災害時にあたっての保全に努める。

3 指定文化財

町の文化財は、[資料編 資料 39 羅臼町内指定文化財一覧] のとおりである。

第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

1 町長

救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日赤道支部が行う。

2 警察官

3 海上保安官

第2 実施の方法

1 行方不明者の捜索

(1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

(2) 捜索の実施

町長が、消防機関、警察官及び海上保安官に協力を要請し捜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

(3) 捜索の方法

捜索班を編成し、必要な船艇その他機械器具を活用して実施するものとする。

(4) 捜索の要請

町内において被災した行方不明者が、流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し次の事項を明示し、捜索を要請する。

ア 行方不明者が漂着、または埋没していると思われる場所。

イ 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴及び着衣等。

2 遺体の処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。なお、収容した遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族等に引き渡すものとする。

(2) 収容処理

ア 遺体は到着準に収容し、遺品等を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を記録し、遺体収容所に安置する。

イ 変死体については、直ちに警察官に届け出するものとし、検死後に遺体の処理にあたる。

ウ 遺体の洗浄、縫合、消毒等を行い、特徴の記録、遺体の撮影をし、所持品ともども一時的に安置する。

第5章 災害応急対策計画

エ 身元識別に時間を必要とし、また、死亡者が多数のため短時間に埋葬等遺体処理ができない場合は、遺体を町内の寺院、公共建物等、遺体収容に適当な場所に安置し、埋葬の処理をするまで一時保存する。

(3) 安置場所の確保

町は、遺体安置場所について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

3 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合または遺族のいない場合は、次の方法で行うこととする。

(2) 埋葬の方法

ア 町長は、遺体を土葬または火葬に付し、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。

イ 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに埋葬に当たっては、土葬または火葬にする。

ウ 埋葬の実施が町において実施できないときは関係機関や協定による協力を得て行う。

4 火葬場の状況

火葬場名	所在地	火葬炉	電話番号
羅臼町葬祭場	羅臼町幌萌町40番地	2基	88-2409

5 他市町村における被災の漂着処理

町長は、被災された市町村より漂流した死体については、次のとおり処理するものとする。

(1) 遺体の身元が判明している場合

死亡した者の遺族等または被災地域の市町村長に連絡のうえ、引き渡すものとする。

ただし、被災地域が災害発生直後においては、災害による社会混乱のためその遺族等が直ちに引き取ることができないものと予想される場合は、次により処理するものとする。

ア 道内の他市町村から漂流した場合は、知事が行う救助を補助するという立場により埋葬を実施するものとする。

イ 道外の他市町村から漂流した場合は、他県に対する応援として埋葬を実施するものとする。

(2) 遺体の身元が判明していない場合

死亡した者の遺族等または被災地域の市町村長に連絡のうえ、引き渡すものとする。

ア ある一定地域に災害が発生してから短期間に多数の遺体が漂着した場合は、遺体の身元が判明していない場合と同様に処理するものとする。

イ 遺体の身元が判明せず、かつ被災地から漂着してきた遺体であることが推定できない場合は、町長が行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理するものとする。

6 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

7 搜索等の記録

行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬した場合は、記録しておかなければならない。

[資料編 資料 40 遺体の搜索状況記録簿 (様式 1)]

[資料編 資料 41 遺体処理台帳 (様式 2)]

[資料編 資料 42 埋葬処理台帳 (様式 3)]

8 平常時の規制の適用除外措置

市町村及び墓地・納骨堂、火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種照明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第5条及び第14条に規定する手続きの特例を定めることができることに留意する。

第28節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

1 町

被災地における逸走犬等の管理は町長が行うものとする。

2 道

(1) 根室振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。

(2) 道は、町長からの逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

第2 家庭動物等の取扱い

1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱うものとする。

2 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が、自己責任において行うものとする。

3 災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第29節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

町長（水産商工観光班）が実施するものとする。

第2 実施の方法

町長（水産商工観光班）は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって根室振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することとし、道は必要に応じ北海道農政事務所等に応急飼料のあっせんを要請する。

1 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- ア 家畜の種類及び頭羽数
- イ 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- ウ 購入予算額
- エ 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- ア 家畜の種類及び頭数
- イ 転飼希望期間
- ウ 管理方法（預託、附添等）
- エ 転飼予算額
- オ 農家戸数等の参考となる事項

第30節 廃棄物等処理計画

災害時における被災地のごみ収集、し尿の汲み取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理処分及び死亡獣畜の処理等（以下、「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。但し、住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については本章第25節「障害物除去計画」によるものとする。

第1 実施責任者

1 町

- (1) 被災地における廃棄物等の処理は、地域住民の協力を得て、町長（環境生活班）が実施するものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。
- (2) 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき、または所有者が処理することが困難なときは、根室振興局保健環境部中標津地域保健室の指示に基づき、町（環境生活班）が実施するものとする。

2 道

- (1) 根室振興局長は、町が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じて指導を行う。
- (2) 知事は、被災地の町長から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等、所要の措置を講ずる。

第2 清掃の方法

町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び同法施行令（昭和46年政令第300号）第3条に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

1 ごみ収集

- (1) 住民の協力を求め、生ごみ類を優先収集し、一般ごみはその後収集する。
- (2) 町の清掃能力をもって完全に収集することが困難な場合は一般車両の出動を要請し、ゴミ収集にあたるものとする。

2 ごみ処理

- (1) 可燃物ごみの処理は、根室北部廃棄物処理広域連合ごみ処理施設を使用する。
- (2) 可燃物以外のごみの処理は、根室北部衛生組一般廃棄物最終処分場を使用する。
- (3) 施設が被災した場合等は、埋め立て又は露天焼却を行う。

3 し尿の収集と処理

- (1) 被災地域の未処理し尿は、し尿処理組合と連携を密にし、完全収集にあたるものとする。
- (2) 処理については、し尿処理組合し尿処理施設を使用し、完全処理に努めるが、災害の状況により完全処理が不可能な場合は、必要に応じ簡易処理場を設置するものとする。

第3 死亡獣畜等の処理方法

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場において行う。

但し、死亡獣畜取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、根室振興局保健環境部中標津地域保健室の指導を受け、次により処理するものとする。

- 1 環境衛生上、他に影響を及ぼさないよう配慮して埋没及び焼却等の方法で処理すること。
- 2 道路事情、腐敗状況等で移動不可能な場合は、臨機の措置を講ずるものとする。
- 3 前1及び2において埋没する場合は、1m以上覆土するものとする。

第4 ごみ処理施設及びし尿処理施設

町内のごみ処理施設及びし尿処理施設は以下のとおりである。

<ごみ処理施設（可燃物（焼却・堆肥）処理施設）>

名 称	所 在 地	処 理 能 力
根室北部廃棄物処理広域連合 ごみ処理施設	別海町別海 13-5	62 トン/日
羅臼資源リサイクルセンター (有) 羅臼堆肥利用組合	峯浜町 746 番地	3 トン/日

<ごみ処理施設（不燃物（埋立）処理施設）>

名 称	所 在 地	処 理 能 力
一般廃棄物最終処分場 根室北部衛生組合	標津町字崎無異 172-1	5.4 トン (破砕処理能力)

<し尿処理施設>

名 称	所 在 地	処 理 能 力
し尿処理浄化センター 根室北部衛生組合	標津町字茶志骨東2 線1番地24	47 キロリットル/日

第31節 防災ボランティアとの連携計画

災害時において、ボランティアを申し出た者の受入れ及びその活動の円滑な実施に関することについては、本計画の定めるところによる。

第1 ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき災害応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者の生活の維持や再建を援助するものがある。こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が効果的に生かされるようその活動環境の整備を図るものとする。

また、町、道及び防災関係機関等は、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPOからの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

第2 ボランティア受付窓口

災害発生と同時に各地からボランティアの申し出がなされる。

この場合、町がボランティア活動に全面的にかかわりを持つことは、ボランティア本来の趣旨に反することから、羅臼町社会福祉協議会、青年・女性団体等の関係団体と協議し、又連携を図って、相互に協力して受付を行うものとする

この受付の際には、氏名、住所及び主な活動内容等を記録しておかなければならない。

また、災害対策本部のボランティア受付担当は、保健福祉班が行うものとする。

第3 ボランティア活動等の把握

町長（保健福祉班）は、ボランティアがどこで、どのような活動をしているか、また、どこでボランティアを必要としているかなどボランティアに対する被災地のニーズを常に把握しておくものとし、ボランティア活動が円滑に行われるようボランティアとの情報の共有化を図り、ボランティア活動における必要な調整などを行うものとする。

また、町、道及び防災関係機関は、ボランティアの受入れにあたって、高齢者介護や外国人との会話力等、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第4 ボランティアの主な活動内容

ボランティア団体・NPOに依頼する活動の内容は、主に次のとおりとする。

1 災害・安否・生活情報の収集・伝達	9 救急・救助活動
2 炊き出し、その他の災害救助活動	10 医療・救護活動
3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助	11 外国語通訳
4 清掃及び防疫	12 非常通信
5 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分	13 被災者の心のケア活動
6 被災建築物の応急危険度判定	14 被災母子のケア活動
7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業	15 被災動物の保護・救助活動
8 災害応急対策事務の補助	16 ボランティア・コーディネート

第5 ボランティアへの支援

町長は、ボランティア活動が円滑に行われるよう活動拠点となるべき施設を提供するなどの活動環境の整備を図るものとする。

また、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティア連絡部、防災ボランティア現地対策本部を必要に応じて設置し、その活動を支援する。

第32節 労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給をうけ災害対策の円滑な推進を図るものとする。

第1 実施責任者

災害応急対策に必要な労働者の確保は、町長（水産商工観光課班）が行う。

第2 労務者の確保

- 1 災害応急対策の労務者を確保する場合の順序として、まず奉仕団体の動員、次に被災地域以外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務者の雇上げをするものとする。
- 2 町内会、民間活動団体への協力要請
協力要請先は「本編 第3章 第1節 羅臼町防災組織」を準用する。

第3 労務の範囲

協力内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

- 1 避難場所等に避難した被災者の世話
- 2 被災者の移送
- 3 被災者への炊き出し
- 4 救援物資の整理、供給及び支給
- 5 被災者への飲料水の供給
- 6 被災者への医療、助産の協力
- 7 避難場所等の清掃及び防疫
- 8 行方不明者の捜索及び遺体収容の協力
- 9 町の依頼による被災者状況調査
- 10 被災地の清掃
- 11 その他災害応急対策等に必要作業

第4 労務者の雇用

1 労務者の雇用方法

町長（水産商工観光班）は、労務者を必要とするときは、建設業協会等企業団体への要請及び広報誌等による求人広告を行うとともに、根室公共職業安定所中標津分室に対し、文章又は口頭で、次の事項を明らかにして求人申込みをするものとする。

- (1) 職種別、所要労務者数
- (2) 作業内容及び作業場所
- (3) 期間及び賃金等の労働条件
- (4) 宿泊施設等の状況
- (5) その他必要な事項

第5 賃金及びその他費用負担

- 1 労務者に対する費用は、その求人を行った者が負担する。
- 2 労務者に対する賃金は、本町における同種の業務及び同程度の技能に係る水準を上回るよう努めるものとする。

第6 動員の要請

各班は、次の事項を明示して労務者の配備を商工観光班班長に要請する。

要請を受けた商工観光班班長は、速やかに労務供給計画を樹立し、労務の供給を行う。

- 1 作業員を必要とする理由
- 2 作業の内容
- 3 作業場所
- 4 就労予定期間
- 5 所要人員数
- 6 集合場所
- 7 その他参考事項

第7 労務者雇用の記録

労務者を雇用した場合は、記録しておかなければならない。

[資料編 資料43 人夫雇上げ台帳(様式1)]

第33節 職員派遣計画

災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法の規定により、知事又は町長等は指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は基本法の規定により、内閣総理大臣又は知事に対し指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求める。

第1 要請権者

- 1 町長又は町の委員会若しくは委員
- 2 知事又は道の委員会若しくは委員

なお、道又は町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、知事又は町長に予め協議しなければならない。

第2 他の地方公共団体への応援要請

応援要請は、応急対策を実施するにあたり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるとき、町長は基本法等の関係法令及び相互応援協定により、協力を求める。

応援要請の種別は次のとおり。

要請先	要請の内容	根拠法令
指定地方行政機関の長	当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	基本法第29条
根室振興局 北海道知事	(1) 指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋要請 (2) 他の地方公共団体職員の派遣の斡旋要請 (3) 応援要求及び応急措置の実施要請 (4) 職員の派遣要請	基本法第30条1 基本法第30条2 基本法第68条 地方自治法第252条17
他の市町村長	(1) 応援の要求 (2) 職員の派遣要請	基本法第67条 地方自治法第252条17 水防法第16条

第3 要請手続等

- 1 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行う。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

- 2 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行う。なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく、地方自治法に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由

第5章 災害応急対策計画

- (2) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあつせんについての必要な事項

第4 派遣職員の身分取扱

- 1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側及び職員派遣受入れ側の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則の適用がある。
但し、この場合、双方の法令・条例及び規則に矛盾が生じた場合には、双方協議の上、決定する。
また、職員派遣受入れはその派遣職員を定数外職員とする。
- 2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法及び同法施行令の規定により、また、地方公共団体の職員については地方自治法の規定により設定による。
- 3 派遣職員の分限及び懲戒は職員派遣側が行う。但し、地方自治法に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上、決定する。
- 4 派遣職員の服務は、職員派遣受入れ側の規定を適用する。
- 5 職員派遣受入れ側は、災害派遣職員に対し、災害派遣手当を支給することができる。

(参考) 昭和37年自治省告示第118号(災害派遣手当の額の基準)

基本法施行令の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

<災害派遣手当の額の基準>

派遣を受けた都道府道又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

第34節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

町長は、知事が行う応急救助活動を補助するものであるが、救助法第13条に基づき、救助法施行細則（昭和31年10月10日北海道規則142号）により委任された職種の一部については、自らの判断責任において、救助を実施する。

第2 災害救助法の適用基準

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域において、当該災害により現に救助を必要とする者に対して行う。

被害区分 町の人口	町単独の場合	相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合
	住家滅失世帯数	羅臼町区域の住家滅失世帯数	
〔羅臼町〕 5,000人以上 15,000人未満	40	20	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。
適用	<p>1 住家被害の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したものまたは損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失または流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、または住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のも。 ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20~70%のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 <p>2 世帯の判定</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社または学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。 		

第3 救助法の適用手続き

1 町長は、本町における災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、または該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を根室振興局長に報告しなければならない。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 法の適用を要請する理由
- (4) 法の適用を必要とする期間

第5章 災害応急対策計画

- (5) 既にとった救助措置及び今後の救助措置の見込み
- (6) その他必要な事項

2 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに根室振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

第4 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

知事は災害救助法が適用された場合、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町 設置～道（ただし、委任したときは町）
炊出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	10日以内	町
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは町）
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは町）
災害にあった者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	1か月以内	町
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町 町
埋葬	10日以内	町
遺体の捜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町
生業資金の貸与		現在運用されていない

※ 期間については、すべて災害発生の日から換算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

2 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書他所定の定めにより実施するものとし、同

第5章 災害応急対策計画

法第5条、第6条により行う指定行政機関の長または指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。